

水産政策審議会資源管理分科会  
第130回議事録

水産庁資源管理部管理調整課

水産政策審議会第130回資源管理分科会  
議事次第

日 時：令和6年3月12日（火）14:00～17:26

場 所：農林水産省7階 講堂

1 開 会

2 議 事

【諮問事項】

諮問第441号 資源管理基本方針（令和2年農林水産省告示第1982号）の一部変更（すけとうだら太平洋系群、すけとうだら日本海北部系群、すけとうだらオホーツク海南部、すけとうだら根室海峡、するめいか並びにまさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群の別紙2の変更）について

諮問第442号 特定水産資源（まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群）に関する令和5管理年度における漁獲可能量の変更について

諮問第443号 特定水産資源（くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚））に関する令和6管理年度における漁獲可能量等の変更等について

諮問第444号 漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和38年農林省令第5号）の一部を改正する省令について

諮問第445号 特定水産資源（くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚））に関する令和5管理年度における漁獲可能量の変更について

【報告事項】

- ・太平洋クロマグロの資源管理について
- ・国の留保からの配分等について
- ・くろまぐろの漁獲可能量の当初配分及び配分量の融通に関する実施要領について

【その他】

3 閉 会

○管理調整課長 定刻となりましたので、ただいまから第130回資源管理分科会を開会いたします。

私は、本日の事務局を務めます管理調整課長の水川です。よろしくお願いします。

まず初めに御案内ですけれども、本日の会場は皆様の前にマイクは設置されておりますので、御発言の際には挙手いただきまして、事務局の方でマイクをお持ちいたします。それから御発言の方をお願いをいたします。

それから、ウェブ会議で御出席の方におかれましては、マイク機能をオンにして御発言ください。御発言のとき以外はミュートの状態にさせていただけるよう、よろしくお願いいたします。また、音声途切れることがあるかもしれませんので、その場合はチャット機能などで事務局にお知らせを頂ければと思います。

それでは、委員の出席状況について御報告いたします。

水産政策審議会令第8条第3項で準用する同条第1項の規定により、分科会の定足数は過半数とされております。本日、資源管理分科会の委員はウェブ出席の方を含めまして、10名中9名の方に御出席を頂いております。したがって、定足数を満たしておりますので、本日の分科会は成立ということになります。また、特別委員は、ウェブ会議を含めまして、13名中11名の方に御出席を頂いております。

それでは、続きまして配付資料の方を確認させていただきます。

お手元の封筒の中の資料ですが、まず1枚目に議事次第がございます。その次に資料一覧という紙が付いているかと思っております。裏表で1枚になります。資料の方、通し番号1番から始まりまして、裏面までいくと9-2まで、例によって大部な資料で恐縮ですが、たくさんの資料がございます。今ぱっと御覧になった上で、もし不備等々、あるいは足りないというものがあれば、事務局の方にお知らせを頂ければと思います。

また、会議の途中で資料が足りないよということがあれば、随時、事務局の方に言っていただければ、我々の方でお持ちをしたいと思っておりますので、会議の途中でも構いません。不足がありましたら、お知らせください。

では、報道関係の方いらっしゃいますか。報道関係の方、カメラ撮りはここまでいたしますので、よろしくお願いいたします。

(報道関係者 退出)

○管理調整課長 それでは、ここから先の議事進行を山川分科会長にお願いをいたします。よろしくお願いします。

○山川分科会長 本日は委員の皆様、御多用のところをお集まりくださいまして、ありがとうございます。また、ウェブで御参加の委員の方々もありがとうございます。よろしくお願いいたします。

では、座って議事を進行させていただきます。

本日は諮問事項が5件、報告事項が3件でございます。議事進行への御協力をよろしくお願いいたします。

なお、本日審議いたします諮問事項につきましては、水産政策審議会議事規則第10条第1項の規定に基づき、当資源管理分科会の議決をもって審議会の議決となりますので、よろしくよろしくお願いいたします。

それでは、これより諮問事項に入ります。

まず諮問第441号ですけれども、これは諮問第442号とも関連するということですので、まとめて説明させていただきます。

事務局から資料の説明をよろしくお願いいたします。

○資源管理推進室長 資源管理推進室長でございます。

まず諮問文を読み上げます。資料2-1を御覧ください。

5 水管 第3294号

令和6年3月12日

水産政策審議会 会長

佐々木 貴文 殿

農林水産大臣 坂本 哲志

資源管理基本方針（令和2年農林水産省告示第1982号）の一部変更（すけとうだら太平洋系群、すけとうだら日本海北部系群、すけとうだらオホーツク海南部、すけとうだら根室海峡、するめいか並びにまさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群の別紙2の変更）について（諮問第441号）

漁業法（昭和24年法律第267号）第11条第5項の規定に基づき、資源管理基本方針を別紙のとおり変更したいので、同条第6項において準用する同条第3項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

続いて、資料3-1を御覧ください。

5水管第3295号

令和6年3月12日

水産政策審議会 会長  
佐々木 貴文 殿

農林水産大臣 坂本 哲志

特定水産資源（まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群）に関する令和5管理年度における漁獲可能量の変更について（諮問第442号）

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項の規定に基づき定めた特定水産資源（まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群）に関する令和5管理年度における漁獲可能量について、別紙のとおり変更したいので、同条第6項において準用する同条第3項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

まず資源管理基本方針の変更につきまして、資料2-1の3ページ以降に別紙として告示の案、変更部分は新旧対照表の形になっているものがありますが、資料2-2を使って説明をさせていただきます。

資料2-2——資料2-1から始まるつづりの7ページを御覧ください。

資源管理基本方針の今回の変更事項は3点ございます。このうち、変更事項2「別紙

2-16 まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群」における管理年度途中の漁獲可能量の調整に係る規定の見直しについて」、これは諮問の第442号と関連しますので、まず初めに変更事項1と変更事項3を順に説明させていただきまして、その後で変更事項2と諮問第442号を一括して説明させていただきます。

それでは、変更事項1について説明をいたします。

1枚めくっていただきまして、8ページを御覧ください。

「別紙2-12 するめいか」における国の留保からの配分に係る規定の見直しについてです。

するめいかにつきましては、前回の資源管理分科会におきまして、令和6管理年度のTAC設定及び当初配分についてお諮りした際に、併せて国の留保からの配分についても、その考え方を御説明し、次回の資源管理分科会で資源管理基本方針の規定の変更について諮問させていただくと申し上げておりました。今回はその変更についての諮問というものでございます。

現状については、ここの1に記載しておりますが、(4)、(5)のところにありますとおり、令和4管理年度及び令和5管理年度においては、7万9,200トンのTACのうち、当初配分においては1万トンを国の留保としまして、その配分方法につきましては、別紙2-12において、漁獲割当管理区分を除いて、農林水産大臣が必要と認める場合に配分する。また、これに加えまして、都道府県については、いわゆる75%ルールに基づき配分すると定められております。

今回の変更の趣旨は、2に記載しております。令和6管理年度の「するめいか」の管理につきましては、「するめいか」の資源状況が現行の漁獲可能量の設定の根拠となっている資源評価が行われました令和3年度当時と比べて悪化しているという最新の資源評価の結果等を踏まえまして、TACとしましては引き続き7万9,200トンとするものの、大臣管理区分と都道府県への配分数量は合わせて2万9,000トンと抑制しまして、残りの5万200トンは国の留保とするといたしました。

このことに伴って、令和6管理年度においては、国の留保からの配分方法についても、現行よりも限定した場合にのみ配分するよう必要な見直しを行うこととするというものでございます。

ただし、「するめいか」は単年生の生物資源でして、加入状況が良い場合には資源が急増する可能性もあることから、一定の柔軟な運用も確保することといたします。

なお、するめいかにつきましては、令和7年度以降の漁獲可能量の算定方法や留保からの配分方法等については、令和6年度中に最新の資源評価結果等を基に関係者で検討を行う予定としております。

変更の概要について、3を御覧ください。

(1)です。国の留保からの配分につきましては、大臣管理区分、都道府県、それぞれ以下に<変更後>として記載しております、規定の内容を原則とする内容に変更することをございます。ただし、いずれの変更後の規定においても、管理年度の末日までに国の留保が不足すると見込まれる場合には、国の留保からの配分は行わないとするという内容をございます。

まず、大臣管理区分についてでございます。9ページの中ほど、<変更後>と書いてあるところを御覧ください。

一の大臣管理区分における「するめいか」の漁獲量の総量が、当該大臣管理区分への配分数量の75%に達した場合（ただし、8月末日までの我が国全体の「するめいか」の漁獲量の総量が、管理年度の当初に設定した漁獲可能量（国の留保を除く。）の35%未満である場合に限る。）というものです。この場合には、具体的な追加配分の数量等は、75%ルールでの配分方法と同様とするというものです。又は、具体的な配分数量は農林水産大臣の裁量の下で算出し、その数量は水産政策審議会に諮問の上で決定するという、こういった方法です。

これらは、いずれの場合も、追加配分後の当該大臣管理区分への配分数量は、直近の過去3年、具体的には令和2管理年度から令和4管理年度までにおけるその大臣管理区分での「するめいか」の漁獲量の平均を上限とするというものが一つ目でございます。

二つ目といたしまして、我が国全体の「するめいか」の漁獲量の総量が、管理年度の当初に設定した漁獲可能量（国の留保を除く。）の70%を超えることが見込まれる場合です。ここにつきましては、前回の資源管理分科会におきましては、「70%を超えた段階で」としておりましたが、あらかじめ漁獲量の状況を把握しつつ準備をするということが明確に分かるように、「70%を超えることが見込まれる場合」という形で文言を調整しております。この場合ですが、資源調査結果等の科学的な知見を踏まえつつ、我が国全体の過去の「するめいか」の漁獲実績から予測される漁期末までの漁獲量予測と、漁獲可能量との差を上限に、具体的な追加配分の数量等を農林水産大臣の裁量の下で算出し、その数量等は水産政策審議会に諮問の上で決定する。このような方法が大臣管理区分についての変更後

の規定でございます。

次に、都道府県に対する国の留保からの配分ですが、こちらも〈変更後〉のところを御覧ください。

我が国全体の「するめいか」の漁獲量の総量が、管理年度の当初に設定した漁獲可能量（国の留保を除く。）の70%を超えることが見込まれる場合ということで、先ほど御説明しました大臣管理区分の二つ目と同じルールでございます。そして、もう一つは、75%ルールということで、これは従来から適用されているものですが、引き続き都道府県に対する留保からの配分には適用するという内容となっております。

また、（２）のところにありますのが、I Qによる管理を行う区分への上乗せについての規定です。現状、ここに該当するのは大臣許可のいか釣り漁業でございます。こちらにつきましては、令和6管理年度は国の留保の数量が大きく、現行どおりの上乗せ配分を行った場合には多くの数量が上乗せ配分されることとなり、当初配分量を抑制することにはつながらないということから、（１）にございますとおり、令和6管理年度については漁獲割当管理区分、I Qによる管理を行う区分に対しても国の留保からの追加配分を行うことがあり得るルールとする考え方でございますので、令和6管理年度においては当初の上乗せは行わないこととするとして、そのための規定の変更を行うというものでございます。

変更事項1については以上でございます。ただいま御説明した変更案につきましては、2月10日から3月10日までパブリック・コメントの手続を実施いたしましたところ、24件の意見がありました。

主な内容といたしましては、するめいかの資源量の回復の観点から今回の案に賛成するという意見があった一方で、大臣管理区分に対する留保の配分方法について、「直近の過去3年における平均漁獲量を上限」とするのではなく、「直近の過去3年の漁獲実績を参考に」と変更すべきという御意見もございました。

パブリック・コメントの手続で、以上のような意見が寄せられたところでございますが、今回はパブリック・コメント手続を行いました原案を本日の変更案としてお示しさせていただきます。

なお、今後、原案に大きな変更が生じることとなった場合は、再度分科会に諮問いたしますが、軽微な変更については分科会長御了解の上、修正したいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

ただいまの御説明に関しまして、御意見、御質問等ございましたら、よろしくお願いたします。

伊藤委員。

○伊藤委員 前回いろいろと諮問の中でもんでいただいたんですが、その中で前回、もう少し状況を見ながら柔軟にやっていただきたいというような形の中で、山川分科会長から「強く要望する」という意見を言っていたんですが、何も変わっていないような気がするんです。正直言って、ちょっとがっかりしているような感じが受けます。

このままでいきますと、TACが2万9,000トン……これは分かるんですが、これを獲り切れないような形の中で、前にも言ったとおりに、加工からいろいろな部分に関する弊害が出てくるような気がいたしまして、必要以上に漁獲を抑え込むんじゃないのかというような懸念がちょっと感じられております。

今後、このような形の中であれしますと、業種別の実際の操業に応じてやるとか、いろいろなことを考えながら、この2万9,000トンのTACを、業界は業界で各業界で一生懸命やっている。これを何とか確保しようということで頑張らなきゃ駄目でしょうけれども、もうちょっと柔軟な枠組みというんですか、国の配分、それに合ったような形の中でやって、2万9,000トンに消化できるというようなことをもうちょっと考えたようなことで進めていってもらえないかというふうに思っております。

○山川分科会長 ただいま御意見ありましたけれども、これに関しまして永田室長から御回答をよろしくお願いたします。

○資源管理推進室長 御意見ありがとうございます。今、御指摘いただいた点については、前回は御議論あったところでございます。その際にも私の方からも考え方を述べさせていただきましたけれども、このスルメイカにつきましては、最新の資源評価の結果として、資源状況が大幅に悪化しているという状況であります。過去3年平均の2万9,000トンの漁獲量であれば、資源は増加するということが見込まれているということではありますけれども、MSY水準を達成するという目標からすれば、必ずしもその漁獲量の消化を積極的に目指して、どんどん獲っていこうという状況ではないというふうに認識しております。

そういった状況の中で、一部の管理区分においては当初配分が過去3年の平均を下回っているというような状況にありますので、一定の条件を満たした場合には過去3年の平均

の漁獲量を上限に留保から配分を行えるような規定の案とさせていただきます。

実際、来年度のTAC管理において、どのような状況になるかというのは、状況が大きく変化している中でなかなか読めないところはございますが、原則としては、今回提案した案で留保からの配分を行いたいと考えております。

ただ、状況の変化によって、なかなか原則として今お示ししている案のルールだけでは対応が難しいというような状況が生じた場合には、またその状況を踏まえて、関係する方々の御意見も聞いた上で、対応策について、この資源管理分科会場で御議論いただくということも検討したいと考えております。

○山川分科会長 伊藤委員。

○伊藤委員 1度決まったものは、対応策といっても、なかなかできないような状況がこれから続くと思います。ただ、イカというものはどこで獲れるかも分からないし、どういう発生するかも分からない。サイズが、仮に去年の倍の大きさになった場合においては、すぐ、TACというものに関してどの業界も泣くような形、操業をストップさせなきゃ駄目なような形になる。国の保有枠は分かりました。ただ、国の保有枠の中で少しでも出せる、水政審にかけるような状況をかけていると、もう2か月、短くて1か月半ぐらいの猶予ができてしまうわけです。そのところを何とか操業を止めないような形である程度やれるような形を取れる方法ができないものかどうか、そのことがちょっとがっかりしているようなことなんです。

○山川分科会長 この件に関しまして、ほかの委員からも。

日吉特別委員、よろしくお願いします。

○日吉特別委員 ちょっとお聞きしたいんですけども、前は定置網は北海道の定置という限定があったと思うんですけども、今回は都道府県可能量、都道府県の管理区分みたいになっているんですけども、その違いは何でしょうか。

○資源管理推進室長 都道府県への配分で留保からの配分の対象となっているところ、つまり数量を明示した配分となっているところが北海道のみとなっております。ですので、意味合いとしては同じでございます。

○日吉特別委員 沿岸に配慮していただいた案だと思っております。ありがとうございます。

○山川分科会長 ほかの委員はいかがでしょうか。

川越委員。

○川越特別委員 川越です。

伊藤委員さんの方からも言われたんですが、私もそこははっきり言って納得できないところがまだあるということで、前回「柔軟な対応を求める」ということで、また分科会長の方からも「水産庁も委員の意見を強く受け止めていると思う」というような答弁もいただいております。

そういう中で、ある程度もう少し期待をしている中でありました。しかし、変更があったというところは、「70%を超えた」というところじゃなしに、「超えると見込まれる場合」という、そこだけであって、あとはそんなに変わらないような状況であると。ただ、今まで、前回に示されたものをあまり動かしたくないようなふうには受け止められません。また、水政審の場で決定を促すということは、今言われる、水政審がリアルに見込まれる中で、すぐ招集かけて、1週間、5日で集まってできるものでもないと思いますし、ここは、全くここは変更していただきたいと。

というのは、「速やかな対応を求める」という、前回もそういうことを言わせていただいたのは、そういう水政審じゃなく、ここはもう業界と水産庁との中で、そこはきちんと検討して追加配分を決定して、次の水政審で事後報告でもいいですから、していただきたいと。

というのは、周年的にいつでも漁獲できるような魚種ではないですから、これは底びきであろうと、釣りであろうと、やはり魚群が見えたという中で、そこに皆さん、漁業に集中するわけであって、それがその漁期さなかの中にストップをかけられると、もう待つていられないような状況があるというところで、今回のこういうような変更ということに関しては、まだこれでは十分ではないかなと私は思います。

そういうところはスピーディーにやれるものは考えていただきたいし、ここはきちんと明文化していただきたいと。ただ、その都度その都度「検討します」というような言い方ではなしに、そこはきちんと初めから、今回TACを下げたきたわけですから、留保枠を5万トンも持っているわけですから、十分な量、枠があるという中で、その運用をしっかりとスピーディーにできるようなものに、制度にしてやっていただきたいと思います。

我々がこういう意見を毎回要望する中で、何か少し、水産庁としてはその意見が反映されていないんじゃないかなと、私は少し疑念を抱きます。この委員の意見をもう少し尊重しながら、踏み込んでもらったものの、回答を得られなかったら、この会、何の意味もないんじゃないかなと私は思います。そこら辺は水産庁としてこれから先、どう受け止めて

くれるのか、ひとつ御意見を申し上げます。

○山川分科会長 委員の方々から、水政審の諮問に諮っていると、なかなかタイミング的に柔軟な調整ができづらいのではないかという、そういった御意見ですけれども、水政審の開催タイミング等について、水産庁として今後どういったことを考えておられるかというようなこと、御説明を頂ければと思います。

○資源管理推進室長 今回、このような考え方をお示ししましたけれども、もちろん、漁獲状況については、関係する漁業者さん、漁協さんたちの協力も頂きながら、なるべくリアルタイムに近い状況で把握できるようにということ、その上で御審議いただく必要が出てくるような場合には、速やかに審議会を開けるように、例年開いているタイミングではなくても開けるような形での対応を、しっかりとできるようにしていきたいと思っております。

○山川分科会長 魚谷部長、よろしく申し上げます。

○資源管理部長 今回、水産庁の方からお示ししている案について、もう一度補足で説明させていただきます。

資料の9ページの変更後、【大臣管理区分に対する国の留保からの配分】というところで、<変更後>のところの一つ目のポツのケース、これについてはルールの中で「75%ルールの配分方法と同様とする。」と書いております。つまり、75%ルールというのは、審議会への諮問を経ずにやるという場合ですので、これは迅速に対応できるケースということかと思えます。

一方で二つ目のポツ、これについては諮問を前提、要は全体が積み上がるような場合には諮問を前提にして留保からの配分を行うということでございまして、こちらは諮問が必要になると。

これに関連して前回お示した案では、「70%を超えた段階で」と書いてあったものを、こちら「70%を超えることが見込まれる場合」というふうに文言を換えまして、これについては通常の水政審のタイミングなども考慮して、早め早めに先の見通しを立てて諮問の準備ができるようにしているということでございます。ですので、この「70%を超えた段階で」が「見込まれる」に変わっただけじゃないかとおっしゃいましたけれども、それについては、水政審の開催との関係では非常に重要な違いがあるというふうに我々は考えて、この文言の修正をしているというところでございます。

以上です。

○山川分科会長 及川委員。

○及川委員 本件は前回、私はウェブ参加で、意見を述べさせていただきまして、そのときには75%の場合なんかの漁業種ごとの令和2年・4年の漁獲量の平均を上限とするというところで、ちょっと議論いろいろ進めていただきましたけれども、一応そのままになったと理解するんですけども、室長の言われた、2万9,000トンを目指そうというのが前回の話だったように私は覚えているんです。けれども、今ここで室長が、いや、2万9,000よりも本当はもっと少ない方がいいのかなという言われ方をすると、イカの資源の回復のためには、とにかく漁獲量はどんどん少ない方がいいんだという議論に入ってしまうような気がします。今、川越さんや伊藤さんが言われたのは、2万9,000の枠の中で、あまりにも消化がほかが進んでいないのであれば、いろいろな状況を見れば、ほかの漁業種で獲ってもいいじゃないですかという事だと思います。それならば「漁獲量の平均」とかじゃなくて、例えば「漁獲実績を参考にして」とか、そのような文章に換えることは如何でしょうか。「平均」って書いていると、もう平均に達しているんでこれで終わりですとなってしまうと思いますので、そこをもう一回考えていただけないかなと思います。また、2万9,000を超えようという意味で言っているのではないと、御理解いただきたいと思います。

○山川分科会長 ただいまの御意見に関しまして、いかがでしょうか。

○資源管理推進室長 すみません、前回も、2万9,000トンであれば将来増加が見込まれるということは申し上げましたが、そのときも併せて、一方で資源回復を考えたときに、漁獲を抑制した方がいいという考え方が基本にありますということはお伝えしたつもりでした。すみません、ちょっと言葉足らずというか、うまく伝えられていなかったかもしれないですけども、その考え方が変わっているということではなく、同じ考えであるというところは御理解いただければと思います。

もちろん、2万9,000トン以上獲ろうということではないという上での御意見というのでも承知しております。そこは分かっておりますが、繰り返しになってしまうけれども、今の状況を考えれば、積極的に消化し切ろうというところまでやるというのはどうかと考えておりますし、基本的には、この3通りに限定してということでの対応としたいですけども、状況が変化している中でどういうことになるかというのはなかなか読み切れないところもございますので、他の対応が必要な場合には改めて対応を御審議いただくということも含めて検討してまいりたいと思っております。

○山川分科会長 三浦委員。

○三浦委員 すみません、全漁連の三浦でございます。

スルメイカの資源管理では、秋季系群と冬季系群があり、それら二つの系群を一つにまとめて管理をしている中で、秋季系群の方は限界管理基準値は超えています、冬季系群については限界管理基準値を下回っています。こういった状況下において、大きい魚、小さい魚もある中、無手勝流に漁獲を増やしていくと、小さい魚をたくさん漁獲し、釣りの漁業者が釣ろうとしたときには、対象とする魚が小さいうちに漁獲されてしまい、大型化できていないなど様々なことが懸念されます。そのような中で今回の措置が提案されたものと私は理解しているので、今回の措置で採択することを望みます。

以上です。

○山川分科会長 ほかの委員から御意見等いかがでしょうか。

木村委員。

○木村委員 前回のときもちょっと発言させていただいて、私自身はそのことも踏まえて、「70%を超えることが見込まれる場合」という文案を入れていただいたのは、水産庁にとっても英断なのかなと私は判断しています。というのは、これは関係者の方にはやや曖昧な文章のように思われますけれども、下限が決まっていますので、半分なのか、まさか、65でやるとはとても思えないので、やっぱり50%だとか、そういったようなところの数字が具体的に多分出てくるように私は感じます。なので、その段階で勢いよく獲っていて、水産業の発展も考えた上で、2万9,000トンという上限を、一定程度、国の留保分を使わなくてはならないという状況も想定されるわけで、そのようなことをうまく組み込める、水産庁の方でウオッチングをきちんとしますということを明確に言っている文章だと私は思っていますので、かなり責任ある言葉だと、私は、水産庁はしていると判断しています。これに関しては。一見曖昧ですが、かなり責任ある言葉で文章を作っていると思いますので、私も今回はこれで進めていくのが妥当と考えています。

以上です。

○山川分科会長 ほかにいかがでしょうか。

ウェブで御参加の委員の方々、いかがでしょうか。

では、ほかに御意見等ないようでしたら、議論の取りまとめを行いたいと思います。

一部の委員からは、まず、一々水産政策審議会の諮問にかけるという形だとなかなか柔軟な対応がしづらいのではないかと御意見が1点ございました。

それからもう一点として、TACの2万9,000トン、これは目指すべき数字ということだと考えるとすると、直近、過去3年間の漁獲実績を「上限」ということではなくて、漁獲実績を「参考に」とか、もう少し柔らかい表現の方がいいのではないかという御意見もありました。

ただ一方、事務局の方からは、2万9,000トンの漁獲でいくと、一応シミュレーションとしては徐々に資源は回復していくということが試算で出ているわけですがけれども、MSYを目指すという目標からすると、それを積極的に目指して2万9,000トンの満限までということよりも、もうちょっと控え目にいくべきではないかという御説明もございました。

それから、ほかの委員からは、系群によっては限界管理基準値を下回っている状況なので、そこは何かの歯止めが必要ではないかという御意見もありました。

それから、水産政策審議会の開催については、「70%を超えることが見込まれる場合」という表現になっているので、水産政策審議会の開催についても水産庁として十分考慮いただいているということではないか。こういった文言については、かなり責任ある言葉として評価してもいいのではないかという御意見もございました。

以上の議論を踏まえまして、今回、事務局から提案のあった留保からの配分ルールを原則としつつ、ただ、当該ルールでは対応が困難な状況が生じた場合には、関係する漁業者等の御意見も伺った上で、その対応案について、この分科会の場で迅速に議論できるような対応を取っていただくということ。そういったことを前提としまして、原案どおり承認をしていただいたということにしてはどうかと思いますけれども、いかがでしょうか。

(異議なし)

○山川分科会長 特に御発言がなければ、そのように決定したいと思います。

いずれにしましても、委員の皆様からこういった強い御意見が出たということで、漁期中にいろいろな変動によって迅速に対応すべき事項が生じた場合には、そのような対応をできるだけ素早く行っていただくということで、よろしく願いいたします。

川越委員。

○川越特別委員 水産庁は、抑制すれば資源が回復すると言われますけれども、前回の水政審でも、いろいろなイカの生態が変わってきているというような、委員の方からもいろいろな意見が出た。イカの共食いがあるとかという話も出て、私らも本当に、そう言われればそうかなと思うところあります。というのは、確かに獲らなければ増えるという、本当に簡単な議論ですわね。だけど、私ら現場が一番感じているのは、イカはいると。しか

し、小型のイカがなかなか大きく成長しない。小型のイカが回遊して、日本海、太平洋を回遊しながら、昔みたいに北上しながら育っていくというような状況ではないと。ある一定の産卵地から離れないんじゃないのかというようなことで、イカがいるのに、そこを操業できないような、いろいろなルールがあって、底びきだろうが、いか釣りだろうが、大臣許可の船だろうが、ある中で、そんなに獲っては、完全に獲り尽くしてはいないような状況であると私は見ております。

やはりそういうことで、今回も「令和7年度以降の算定方法は、留保の配分方法については、最新の資源評価結果等を基に関係者で検討を行う」ということも明記されておりますが、毎年のスルメイカの資源評価はあまりにも大ざっぱ過ぎる。何十年来のやり方をただ、それを基にしてやっているというようなことで、現場的には納得ができないような資源評価じゃないのかと。もう少し水産庁もこういう大きな変化の、TACのやる中で、もう少し資源評価をしっかりとやっていただきたい。何かそういうことが全く、前回の委員の意見の中で出ても全く参考にしていないのかなということを私は思います。ただ獲らなければ増えるというような議論はやめてほしいと思います。

なぜ獲り尽くしていないのに増えないのか。どこで、ただ、これマグロが全部食べてしまうのか。この間、委員の中で谷地委員さんが、八戸の方で解剖したら共食い現象が起きていると。私もそれありかなと思います。というのは、一定の産卵地で根づいている、浮いてこないイカが結局どこに来てしまうのか。そこに釣りが行っても釣れない。底びきで曳けば入ると思うんですけども、だけど、そこも底びきは全部、全海域を操業して網羅しているわけでもない。ただ、獲らずにいるイカがどこに行ってしまうのかということも考えられますので、そういうところの調査をやっていただいて、皆さん方の漁業者、我々委員が納得できるような説明をしていただきたいと。何か抑制すれば増えるという、ただそういう議論だけで進んでしまうのかなと、私はそこに懸念をします。もう少しそういうところの高度な調査というか、結果をこれから先の水政審では求めたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○山川分科会長 谷地委員。

○谷地特別委員 ありがとうございます。川越委員がおっしゃったとおり、私もその資源管理に関しては、これからも大きく見直していただきたいと思います。

また、5万トンという大きな留保枠があるわけですから、私は中型いか釣り、いか釣り、釣りです。イカしか獲れません。本来であれば、マグロでも何でも獲ってもいいよと言っ

ていただきたいところですが、私たちはイカしか獲れません。それで、70%って、多分40%ぐらいになったら皆さん、水産庁の方が動いて、再配分、動いていただけるとは期待しておりますが、もし、獲れるようであれば、最後にお願いなんです、船が止まることのないような再配分をしていただきたい。そこは現場からのお願いと。

あと、1年で死んじゃうので、獲れる人が獲ってもいいんじゃないかなと私は思うんです。過去3年の実績にとらわれず、底びきの人が獲れるんだったら獲っちゃっていいんじゃないかな。私たち釣りは届かない。これはしょうがない。私は、2万9,000トンのTAC管理、できれば水産庁さんが困るようなくらい獲れることを期待しなければ、私たち漁業者は経営が成り立たない。本来であれば、この2万9,000トンという数字が正しいのか、正しくないのか、また問題をぶり返すつもりはありませんが、私たち漁業者は、この2万9,000トンという、過去3年間の実績という枠にとらわれれば経営は成り立たないということを一言付け加えさせていただいて。1年でどうせ死ぬんですから、獲れる人が獲った方がいいんじゃないかなと、私たち釣りも負けないで獲ろうと船頭たちも言っておりますが、この5万トンの留保に関しては、船が止まることのないように速やかな対応で再配分していただくことをお願いして、お願いの言葉とします。

ありがとうございます。以上です。

○山川分科会長 どうもありがとうございます。

あとウェブから佐々木委員が御意見あるということですので、佐々木委員よろしく願いいたします。

○佐々木特別委員 ありがとうございます。聞こえますでしょうか。佐々木です。よろしく願いします。

○山川分科会長 はい、聞こえております。

○佐々木特別委員 先ほど川越委員の方から御意見あったかと思うんですけども、今回の皆さんの様々な御意見が出てくるというのも、資源評価の在り方についていろいろ御意見があるからではないかなと思います。今の資源評価の予算がもう圧倒的に足りていないと私は考えています。

今回、24年度予算で、3,169億円という莫大な水産予算組まれていますけれども、そのうち資源評価、資源管理に関わる予算が58億円と、去年よりかなり減らされてしまっている。今の状況、気候変動とかある中で、より正確な資源評価をしていかないと、漁業者さんたちの理解も得られないと思うんです。ですので、来年度以降、是非この予算を獲得し

ていただきますよう、予算とその人員、研究者の皆様の予算も獲得していただきたく、どうぞよろしく願いいたします。

以上です。

○山川分科会長 どうもありがとうございます。資源評価に関して、もっと強化すべきではないかという御意見ですけれども、いかがですか。

○資源管理部長 資源管理の根拠となる資源評価の精度向上、これはスルメイカに限らず、あらゆる資源について漁業関係者の皆さんとお話しすると出てくる話でございます。そういう中で、前回の分科会でもありましたけれども、スルメイカについては1年で世代が変わるということで、予測等々も非常に難しいというのは、科学者の皆さん自身、お認めになっているようなことでございます。

そういった中で、この資料にも書かれておりますけれども、令和7年度以降については漁獲可能量の算定方法、要は資源評価についても見直しを行うということでございますし、そもそもこのスルメイカ、3年前に新しい方式でのTACの管理始めるときにも、評価方法、これでいいのかという議論もやった上で3年固定のルールを採用したというのがございます。それについて、この3年経って、それでもなかなかうまく回らないという状況になっているというのは事実だと思いますので、その辺については資源評価の面でどこまでやれるのか、あるいはそこで足らざる部分について管理の面でどういう工夫ができるのかというのは、引き続き水産庁と、あと水研機構、あるいは関係する都道府県の水産試験場等含めて対応してまいりたいと考えているところでございます。

また、そういったものを含め、行おうとするときに、その予算、あるいは人員というところが問題になってくるというのはおっしゃるとおりでございますし、そちらについても可能な努力はしていきたいと思っております。

一方で、一つ申し上げておきたいのは、単年生だから獲ってしまっていないんじゃないかというような話もございましたけれども、将来予測等々も踏まえて、一定数は当然残さないといけないというところがございますので、そこを資源評価の中でどう勘案していくのかということだというふうに理解をしておりますけれども、そこは一定程度の親魚、産卵させるために残すという前提で、どういう管理に結び付けていくのかというところを検討していく必要はあるということだと我々としては理解をしております。

以上でございます。

○山川分科会長 どうもありがとうございます。

伊藤委員。

○伊藤委員 先ほど室長の方からパブリック・コメントの口頭は聞いたんですけども、この会というものは、そういうものを表にしたものというものは、みんなの目に付かないようにしているんですか。だから、いろいろな意見があるとは思いますが、今回のことだけじゃなくてです。何か一覧表みたいに、パブリック・コメントはこうなっていますよというような形の中での集計しているものというものは、こういう紙媒体では出さないんですか。私たちの目には入らないものなんでしょうか。

○山川分科会長 その点につきまして、いかがでしょうか。

○資源管理推進室長 パブリック・コメントの結果につきましてはこれまでも、今回のように件数ですとか主な意見を口頭で御紹介はさせていただいておりますが、この審議会の場で、何か資料にしてお示しするということは、このタイミングでは行ってきておりません。後ほど、パブリック・コメントを行ったウェブサイト上で、主な意見と、それに対する考え方というのは公表してお示しするということはやっております。

○伊藤委員 そうですか。それもちょっと見たことがないので。今度、そういう発表している場所がありましたら、教えてくださいませ。

○山川分科会長 先ほど来、資源評価の精度が、こういった単年生の魚種の場合、評価自体、非常に難しいということで、もっと精度高い評価をという御意見がございました。私自身も資源評価分野に関わる研究者の一人として、確かにこういった単年生の魚種の評価は難しい問題を含むことを承知しており、この研究分野として、もっと精度高い評価に結びつくようにいろいろと改善していかないといけないということは、この分野に関わる者の一人として強く思っているところでございます。

ただ、スルメイカについては、近年非常に厳しい状況にあるわけです。二つの系群のうち一つが限界管理基準値を下回っているということで、いろいろな環境条件の変化とか、あるいは種間関係で、食う食われるの関係とかを介して、ということもあるのかもしれないですし、いずれにしても、資源の生産性自体が以前と比べてかなり低い状態になってきていることは事実だろうと思います。そういった非常に厳しい状況にこの資源自体が陥っているということを考えると、それなりに頑張っただけで対応していくということも重要なのではないかと思います。これが、資源の生産性が高まって、増加の局面に入っていた場合には、もっと獲れるだけ、できるだけどんどん獲っていくということも考えられるんだろうと思いますけれども、現在非常に厳しい局面ですので、そこは何か一定の歯止め

が必要なのではないかと個人的には思います。

今回、水産庁からも、できるだけ迅速な対応をしていくと。資源の状況や漁獲の状況に応じて、できるだけ迅速な対応ができる形にしていくということを表明していただいていますので、そこは委員の方々から強い御意見を水産庁に投げ掛けていただいたということで、今回の件については原案どおり承認していただくということにさせていただければと思います。

また、資源が回復局面、上昇局面に入っていく段階になったら、これらの文章の文言ももう少し緩い形にしていってもいいのかなというふうには思いますけれども、資源の減少が続いている現在の状況においては、なかなかそこまでということではなくて、ある一定の歯止めは置きながら、資源、漁獲の状況に応じてそれなりに柔軟に対応する形でバランスを取っていくという対応が現実的ではないかと個人的には考えます。

まだいろいろ御意見等あるのかもしれませんが、ここはひとつ、こういった形で一旦収めさせていただければというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

では、続きまして変更事項の3ですか、事務局から資料の説明をよろしく願いいたします。

○資源管理推進室長 引き続き、資源管理推進室長から説明いたします。

変更事項3、資料の13ページを御覧ください。

「別紙2-8 すけとうだら太平洋系群」、「別紙2-9 すけとうだら日本海北部系群」、「別紙2-10 すけとうだらオホーツク海南部」及び「別紙2-11 すけとうだら根室海峡」における漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分に係る基準年の更新についてです。

こちら前回の資源管理分科会において、令和6管理年度のTAC設定及び当初配分についてお諮りした際に、この考え方を御説明し、次回の資源管理分科会で資源管理基本方針の変更について諮問させていただくと申し上げていたものでございます。

これらの、すけとうだら4資源のTACの都道府県及び大臣管理区分への配分は、直近の漁獲状況を反映しつつ安定的な操業を可能とするために、可能な限り直近の漁獲実績及び一定の配分の比率を用いるという考え方で行っておきまして、その基準年は3年ごとに更新してきているところでございます。

令和3から令和5管理年度におきましては、平成29年から令和元年までの漁獲実績に応じた配分を行っておりましたが、新たに令和4年までの漁獲実績が利用可能となる場所、

令和6管理年度のTACの配分に当たっては、配分に係る基準年を更新して、「令和2年から令和4年まで」の3年間に変更するというものでございます。

こちらの変更案につきましても、2月10日から3月10日までパブリック・コメントの手続を実施いたしました。この部分に関しては特段御意見の提出はございませんでした。

今後、原案に大きな変更が生じることとなった場合は、再度分科会に諮問いたしますが、軽微な変更については分科会長御了解の上、修正したいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

ただいまの御説明に関しまして、御意見、御質問等ございましたら、よろしくお願いたします。

ウェブの委員もいかがでしょうか。

特に御意見等ございませんようですので、本件につきましては、原案どおり承認していただいたということでよろしいでしょうか。

(異議なし)

○山川分科会長 では、そのように決定いたします。

では、続きまして、変更事項の2と諮問第442号について、事務局から資料の説明をよろしくお願いたします。

○資源管理推進室長 変更事項2と諮問第442号について、併せて御説明いたします。

まず資料の2-1から始まる11ページ、【変更事項2】というところを御覧ください。

「別紙2-16 まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群」における管理年度途中の漁獲可能量の調整に係る規定の見直しについてです。

現状について、1に記載しております。

基本方針の本則では、TACは、最新の資源評価及び資源水準の値に応じた漁獲圧力の決定方式——「漁獲シナリオ」と呼んでいますが、この漁獲シナリオにより導かれるABCの範囲内で定めるものとされております。

一部の特定水産資源については、資源の特性上、毎年の加入量の水準等によって全体の資源量が大きく変動することがあり、その場合、毎年の資源評価によって算出されるABCや、それに基づいて設定されるTACも大きく変動するということがございます。地域にとっても産業上重要と考えられる特定水産資源のTACの大きな変動は、漁業者のみならず加工・流通業者等の関係者の経済活動も大きな影響を受けるということを踏まえま

て、一定の条件を満たした場合に、当該管理年度の途中で、当該管理年度と翌管理年度との間でT A Cを調整できることとしているところです。

この条件については、本則第1の2(4)②のほか、特定水産資源ごとに別紙2に定められておきまして、「まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群」につきましても、別紙2-16の第4の3(2)に規定があります。

今回の変更は、2に書いてございますが、令和4管理年度において、実際にこの資源について漁獲可能量、T A Cの調整を行った実績を踏まえまして、数量管理のより円滑な運用を実現するために、科学的な助言等を踏まえつつ、T A Cの調整に係る規定についての変更を行うというものです。

変更の概要は3にございますが、現在の規定では、「当該管理年度中に公表された最新の資源評価及び漁獲シナリオによって算出される当該管理年度の翌管理年度のA B Cが、当該管理年度のA B Cよりも70%以上増加することが示された場合」、一定の条件の下でT A Cの調整ができるとしております。この条件には、「T A Cの調整により、漁獲圧力が、漁獲シナリオに定められた漁獲圧力を超えないことが見込まれること」、また「当該特定水産資源の親魚量が、令和12年に、少なくとも50%の確率で目標管理基準値を上回る範囲内」であることといった規定がございます。

この「70%以上増加することが示された場合」との内容は、T A Cの調整に係る規定が令和4管理年度に新たに導入されたものであり、導入当初はある程度予防的に運用することが望ましいという考えで導入されたものです。ただ、少なくとも生物学的漁獲可能量、A B Cが増加することが示されており、かつ、上記の条件を満たす場合には、M S Yを実現できる資源量の水準を維持し、又は回復させることを実現するために特段の支障はないと考えられますので、この下のところ、12ページの(変更後)と書いてあるところでございますが、この「70%以上」というところを削除しまして、「当該管理年度のA B Cよりも増加することが示された場合」と変更したいというものでございます。

また、(2)のところですが、現行の規定では、翌管理年度との間でT A Cの調整が行われた結果、当該管理年度のT A Cに追加配分された数量は、翌管理年度の当初T A Cから差し引くとしております。しかし、T A Cの調整を運用する中で、追加数量のうち一定量については、未消化となるという状況が発生いたしました。そのため、限られたT A Cの有効利用を図れるように、T A Cの調整が行われた管理年度において、管理年度終了時に確定した未利用分については、当該管理年度における追加数量を上限に国の留保として

翌管理年度に繰り越すこととするという変更でございます。「繰り入れた数量は全て翌年から差し引く」としていたものを、簡単に申し上げますと「実際に消化された分だけを差し引く」、「繰り入れた分のうち、未利用の分は翌管理年度にまた戻す」という、そういう調整ができるようにするという変更でございます。

こちらの変更につきましても、2月10日から3月10日までパブリック・コメントを実施いたしましたところ、4件の意見が提出されました。

主な内容としましては、今申し上げた、未消化となった追加数量の再調整は、調整を行った管理年度の途中で行うのではなく、その管理年度の終了時点で確定した追加数量の未消化分を翌管理年度に繰り越す方法とすべきというような意見が寄せられました。

パブリック・コメント手続終了後、この提出された御意見も踏まえまして、必要な修正を一部施しまして、本日の変更案としてお示しさせていただいております。

なお、今後、原案に大きな変更が生じることとなった場合には、再度分科会に諮り、修正したいと考えております。

続いて、資料3-1を御覧ください。

1枚めくっていただくと、数量告示の案がございます。「改正前」と「改正後」と並んでおります。令和5管理年度のTACを6,000トン増加する、18万5,270トンから19万1,270トンに増加させるという案でございます。先ほど御説明いたしました基本方針の変更を受けて、このまさらば対馬暖流系群につきましては、令和5管理年度の資源評価に基づいて、漁獲シナリオによって算出される令和6管理年度のABCが令和5管理年度のABCよりも増加するということが示されております。概要は、すみません、5ページの資料2-2に記載しておりますが、この令和5管理年度よりもABCが増加することが示されたということから、基本方針の変更の御説明をいたしましたとおり、科学的に妥当な条件の下で、親魚量が令和12年に少なくとも50%の確率で目標管理基準値を上回ることとなる数量の範囲で令和5管理年度のTACを調整するというところで、6,000トンを令和6管理年度から繰り入れまして、この繰り入れた数量は留保へ繰り入れまして、その後、資源管理基本方針の規定に基づいて配分を行うこととする案でございます。

以上でございます。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

ただいまの御説明に関しまして、御意見、御質問等をよろしく願いいたします。

三浦委員。

○三浦委員 三浦でございます。

以前からマサバ及びゴマサバの数量管理においては、前借りした漁獲枠のうち、未利用分については翌管理年度に戻すように、柔軟な対応をしていただきたいということを、この水政審の資源管理分科会の場合でも発言をしたところでございます。

また条件として、翌管理年度の生物学的漁獲可能量が、当該管理年度の生物学的漁獲可能量よりも70%増えることとされていたところ、この条件が翌管理年度の生物学的漁獲可能量が、当該管理年度の生物学的漁獲可能量よりも増加することが示された場合と変わることに対しまして、柔軟な対応を行っていただいた水産庁さんに対して感謝申し上げたいと思います。

またマサバ等の多獲性魚は漁獲する漁業者はもちろんですが、漁港の背後地には多くの加工業者や流通業者といった方たちがいっぱい控えています。このような経済的な観点からも重要な資源となっているということも踏まえた中で、今後も柔軟な運用をお願いしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○山川分科会長 ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

ウェブで御参加の委員の方々、いかがですか。

特に御意見等なければ、本件につきましては原案どおり承認させていただいたということで、よろしいでしょうか。

(異議なし)

○山川分科会長 では、異議がないようですので、そのように決定いたします。

次に、諮問第443号「特定水産資源（くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚））に関する令和6管理年度における漁獲可能量等の変更等について」ですけれども、事務局から資料の説明をよろしく願いいたします。

○資源管理推進室長 引き続き、資源管理推進室長から御説明いたします。

資料4-1を御覧ください。

まず、諮問文を読み上げます。

5水管第3300号

令和6年3月12日

水産政策審議会 会長

佐々木 貴文 殿

農林水産大臣 坂本 哲志

特定水産資源（くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚））に関する令和6管理年度における漁獲可能量等の変更等について（諮問第443号）

特定水産資源（くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚））に関する令和6管理年度における漁獲可能量に係る数量の繰越し及び追加配分について、別紙の取扱いとしたので、漁業法（昭和24年法律第267号）第15条第6項において準用する同条第3項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

1 ページをめくって、別紙を御覧ください。

令和5管理年度から令和6管理年度への繰越し及び、この繰越し等による令和6管理年度の追加配分の方法についての諮問でございます。

3 ページの1、背景のところでございますが、例年、くろまぐろのTACの未利用分の繰越し及び繰越し等による追加配分に伴うTAC及び、その配分量の変更につきましては、手続の迅速化を図るために、事前に水産政策審議会に配分方法等の案をお示しいたしまして、その了承を得た上で、具体的な数量については、事後報告での対応とさせていただいているところでございます。

令和5管理年度から令和6管理年度への繰越しにおきましても、これまでと同様に、手続の迅速化を図るため、追加配分の方法について今回御承認を頂き、具体的な数量は事後報告での対応とさせていただきたいと考えております。

この繰越し及び追加配分の方法は3に記載しております。

WCPCにおきましては、漁獲枠の未利用分につきましては、漁獲枠の17%を上限に繰越し可能とされておりますので、我が国においても、国全体として17%を上限に繰り越すこととするというものです。

このうち、大臣管理区分及び都道府県ごとに当初配分量の10%までは、それぞれの区分

において繰り越すことといたしまして、この10%を超える部分について、国の留保に繰り入れた後で、小型魚については3ページの(1)に記載している方法、大型魚については次のページにあります(2)に記載している方法で、それぞれ留保から追加配分を行うこととするという案になっております。

小型魚、大型魚、いずれも、必要となくなった特例の廃止ですとか、年度の更新というものがございますが、基本的には昨年と同様の方法としておりまして、沿岸漁業へ配慮するとされております配分の考え方に従って、追加配分は全量を都道府県に配分するというような内容となっております。

(1) 小型魚についてのところを御覧ください。順に説明してまいります。

追加配分後の国の留保を100トン確保した上で、その残りにつきまして、ここのアからウの三つの方法により、配分します。

なお、昨年までは過去の超過分の差引きがある都道府県の取扱いに関する特例を設けておりましたが、その対象となっていた差引きが終了しておりますので、今年度からは、その規定は廃止するとしております。

まず、アです。

追加配分原資の2分の1の数量を、令和5管理年度の当初配分量の比率で都道府県に配分します。

次にイで、アで配分した残りの数量のうち、令和5管理年度において配分量を他の都道府県等に譲渡した実績のある都道府県に対し、当初配分量の7%を上限に、当該譲渡数量と等量を配分するというもの。「譲渡メリット」と呼ばれているものでございます。

また、ただし書がございますが、追加配分の原資となる数量が限られている中で、この下にありますウにより配分する数量を確保するために、この譲渡メリットの計算した数量がアにより配分した残りの2分の1を超える場合には、アにより配分した数量の残りの2分の1を上限とするという、上限を設ける規定をここに併せて書いております。

ウは、いわゆる「消化率メリット」と呼ばれているものでして、令和5管理年度の配分量の消化率が8割以上となった都道府県に対しまして、追加配分の原資から、先ほど申し上げましたアとイによる配分数量を減じた残りの数量を均等に配分するというものでございます。

以上が小型魚についての配分方法です。

次に大型魚について、(2)です。

小型魚と同様に、追加配分後の国の留保を100トン確保した上で、その残りをここにありまアからエの方法によって、都道府県に配分するというものでございます。こちらは年度更新がありますが、計算方法は昨年から変更はございません。

まず、アです。都道府県に対して、追加配分原資の3分の1の数量を、各都道府県における平成27年度から令和4年度までの漁獲量の最大実績の一定割合の数量と令和6管理年度の当初配分量との差の数量を配分するというもので、当初配分が最大実績と乖離している地域への対応という部分でございます。

そして、イが都道府県に対して、追加配分原資の3分の1の数量を、各都道府県の平成27年度から令和4年度までの漁獲量の最大実績の比率で配分するというものでございまして、最大実績に応じた配分というところです。

次のウとエは小型魚の方のイとウと同様に、それぞれ譲渡メリット、消化率メリットというところで、考え方は同じでございます。

4ページの下に、(3)として「大中型まき網漁業の繰越し」という項目があります。こちらは資源管理基本方針の別紙に規定があるものでございますが、数量について事後報告とさせていただくということで、内容について改めて御説明いたします。

くろまぐろの大型魚に関しまして、大中型まき網漁業においては、総量により管理する管理区分とIQにより管理する管理区分があります。IQによる管理の漁獲可能期間は5月15日から7月末日となっており、このIQの管理区分の未利用分については、IQによる漁獲可能期間の終了後に、総量管理区分に繰り入れることとされております。このため、管理年度終了時の未利用分というのは、大中型まき網においては、全て総量管理区分の未利用分として生じているわけですが、翌管理年度に繰越しできる数量は、総量管理区分とIQ管理区分の漁獲可能量の合計の10%とするということで、このうち令和5管理年度のIQ管理区分の未利用分を令和6管理年度のIQ管理区分に繰り入れるというような繰越しとなります。

5ページ目の「4 数量変更に伴う手続」のところでございます。ただ今説明しました繰越し及び追加配分の方法につきまして御承認いただけました場合には、大臣は、変更した漁獲可能量等を遅滞なく公表する。また、都道府県の数量を変更したときは、これを通知するとされております。

また、都道府県知事は、大臣の通知を受けたときは、漁業法第16条第5項の規定で準用する同条第2項から第4項までの手続に則して知事管理漁獲可能量の変更を行うこととな

ります。

想定している具体的なスケジュールについて御説明しますので、13ページを御覧ください。13ページの下の段に「追加配分に関する今後のスケジュール（想定）」とございます。

令和5管理年度の漁獲実績の報告締切りが4月の上旬となりますので、4月中旬から5月上旬の間に追加配分の見込数量の提示と小型魚から大型魚への振替の要望の調査、前々回ですか、御説明しました調査を実施いたします。ただし、この段階で宮崎県と沖縄県については、「1回目の追加配分」と記載しております。これは今回、小型魚から大型魚への振替の要望調査等を行うということで、繰越し分の追加配分の時期が5月下旬から6月中旬と少し遅くなる見込みとなっております。このため、近年、5月中に採捕停止命令等が出されているという、漁獲が大きく積み上がる宮崎県、沖縄県においては、少しでも早く配分可能な範囲で1回目の追加配分を行い、二段階で追加配分を行うこととします。要望がございましたので、そのような対応をするというものでございます。

振替の要望調査の回答締切りは5月中旬で、振替を反映した数量について5月下旬に都道府県知事への意見照会等を行いまして、先ほど申し上げたとおり、全体での追加配分は5月下旬から6月中旬というような形で行いたいと考えております。

今、御説明しました追加配分の方法については、後の議題であります報告事項の中で「くろまぐろの漁獲可能量の当初配分及び配分量の融通に関する実施要領について」というものがございますが、この追加配分の方法等を規定しております、これは資源管理部長通知でございますが、こちらの方にも反映させる改正の作業を行っているということで、後ほどまた少し報告させていただきたいと思っております。

また、参考としての情報ですが、資料4-2、この資料の10ページを御覧ください。現時点において、繰越しされる数量の見込みについて10ページの下の方に記載しております。飽くまで現時点の見込みでございます。上に小型魚、下に大型魚がありまして、左から2番目の列、「漁獲実績」と書いておりますが、ここは1月末までの漁獲実績として報告された数量に、昨年2月、3月の漁獲実績を加えて推計した試算でございます。この漁獲実績の見込みを使って計算していきますと、小型魚につきましてはWCPFCのルールで繰り越せる上限681.1トンに対して、一番下のところですが、国全体として繰り越せる上限681.1トンに対して未利用分として802.3トンが今見込まれているという状況で、繰り越せる数量としては今時点の試算では681.1トンという計算となっております。大型魚につきましては、繰越しの上限は954.3トンですが、未利用分となる見込みが412.7トンとい

うことで、この未利用分については全量が繰越しの見込みというような試算となっております。

この数字について、次の11ページの上を御覧ください。先ほど御説明した考え方で、この繰越し数量のうち国の留保からの追加配分の原因となる数量の見込みでございます。先ほど申し上げた国全体の数量には、各区分において繰り越される数量も含んでおりますので、留保に残す分も含めて考えたときに、繰越し配分できる数量というのは小型魚では現時点では350トン程度、大型魚では135トン程度という見込みとなっております。

この数字について、先ほど申し上げた方法で追加配分した場合の試算というものが14ページ以降に、表の形で各都道府県への数量が記載しております。これはあくまで現時点での見込みの数量に基づく試算の結果ですので、これで決まったということではなくて、現時点での試算ということで、御参考として見ていただければと思います。

私からの説明は以上です。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

では、ただいまの御説明に関しまして御質問、御意見等ございましたら、よろしく願います。

日吉委員。

○日吉特別委員 このことには直接関係ありませんけれども、私を感じている、現場でマグロは増えているなどということをお話しさせていただきたいと思います。

今日も2本ほどの大型マグロ、巨大でした。マイワシの中に入っているんで、定置ですと魚捕に行く前の手前の方です、型網という張っているのをいきなりが一んと下げます、4メートルか5メートルぐらい。そうすると、ほぼマグロは箱網の後ろ側に行って、大体マグロは箱網から出てくるのは、多分30分はいないと思います。今日はメジも一緒に入っていたんです、7キロ、8キロぐらいかな。どういうことかということ、ちょうど盛漁期で、ブリもサワラもいる時期なんですけれども、そういうふうに管理をしているということ。

あと、うちの静岡県の定置の会員のところ、2月17日かな、伊豆山定置ってあるんですけども、熱海の温泉街から右方向に見える、もう熱海の温泉街のすぐ沖です。そこでは200キロ以上のマグロが、漁労長から、私も操業しているところ、現場から電話があったんですけども、スペインの定置みたいだったと。それが首都圏の庭みたいな相模湾で起きているということです。先ほどスルメイカもなかなか研究しにくいということがあると思いますけれども、マグロの増えているのは、もともと静岡県の定置ではあまりマグロは

獲れていないから、枠が小っちゃいんですけれども、巨大に増えていると思います。不思議なのは、メジマグロと一緒に大型が来ているという、何かちょっと僕的には考えられないことがあるということ。

もう一つ、伊豆諸島の方ではえ縄が、伊豆の漁業者が、県知事のはえ縄が行くんですけれども、北黒という漁場があるんですけれども、北黒瀬という、そこではマグロがマグロに乗っていると言っているんです。昨日も1隻で2.2トン揚げていたと思うんですけれども。

それともう一つ、私は今日、気仙沼の定置の方から電話があって、友人の方から。やっぱり気仙沼でも、それ80キロ、70キロぐらいのものらしいです。気仙沼の沖にある定置なんですけれども、そこももう操業をやめた。縄をレッコして、そうすれば多分出ていきますので、そういうことで対応していると。だから、相当巨大に増えているんじゃないかなと思うところですが。

参考になればで。

○山川分科会長 どうも貴重な情報をありがとうございました。

ほかにございますでしょうか。

三浦委員。

○三浦委員 クロマグロの資源管理についてですが、沿岸漁業では少ない、本当に少ない漁獲枠を多くの漁業者で分けています。そうすると、どういうことが起こるかということ、一人一人の漁獲枠というのは数百キロぐらいしかないんです。漁獲枠を個人ごとに管理している場合もあれば、漁協全体で管理している場合もありますが、大型のマグロ、1本、2本揚げただけで漁期が終了する、そういったことが多々起きてしまっています。こういった中で沿岸漁業者も必死に資源管理を行っているんです。こういったジレンマがある中で大間の事案とかも起こったのではないかと我々としても考えています。今後二度とこういう事案を起こさないためにも、今回のWC P F Cの交渉においては是非とも増枠を勝ち取っていただきたい。マグロは今、日吉委員からあったように増えていると思います。そこをしっかりと説明して、増枠を勝ち取っていただかないと、本当に沿岸漁業者は継続していけなくなりますので、しっかりとお願いしたいと思います。

また、配分に当たっては、小規模な漁業者が多い、沿岸漁業への配慮は先進国でも全部やっておりますので、そういった対応を念頭に配分をお願いします。

以上です。

○山川分科会長 御意見いただいたということによろしいでしょうか。

ほかにございますでしょうか。

ウェブで御参加の委員の方、よろしいでしょうか。

では、特に追加で御意見等ないようでしたら、本件につきましては原案どおり承認をしていただいたということによろしいでしょうか。

(異議なし)

○山川分科会長 異議がないようですので、そのように決定いたします。

では、ここで一旦休憩に入りたいと思います。10分休憩ということで、45分再開ということで、よろしく願いいたします。

(休憩)

○山川分科会長 では、時間になりましたので、議事を再開させていただきたいと思いません。

では、次に諮問第444号「漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和38年農林省令第5号）の一部を改正する省令について」。

事務局から資料の説明をよろしく願いいたします。

○管理調整課長 資料5を御覧ください。資料5-1というものです。省令改正案の諮問になりますけれども、まず諮問文を読み上げます。

5 水管 第3286号

令和6年3月12日

水産政策審議会 会長

佐々木 貴文 殿

農林水産大臣 坂本 哲志

漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部を改正する省令について（諮問第444号）

別紙のとおり、漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部を改正する省令を定めたいので、漁業法（昭和24年法律第267号）第119条第6項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

資料5-2を御覧ください。通し番号ですと9ページと振られている資料でございます。

今回の省令改正、漁業の許可及び取締り等に関する省令、これを一部改正するという省令の内容ですけれども、タイトルのところに書いていますとおり、N P F C——北太平洋公海における漁業の資源管理についての国際機関ですが——で定められた保存管理措置、これを国内法で担保をすると、そのための省令改正ということでございます。

1の趣旨にありますとおり、北太平洋の公海を条約水域とする協定、N P F C、ここでは主にサンマ等の保存管理措置などを議論しておるところですけれども、そこで国際機関として定められた資源の保存管理の措置、これを各メンバー国、日本も含めたメンバー国は、これを遵守しなければならず、そのために必要な措置を取るという責務があるわけですが、今回、昨年3月に決まったN P F Cにおける決定事項、保存管理措置を我が国もしっかりと確保していくために、国内法令にこれを落とすということが必要となっております。

1の真ん中辺、(1)から(5)までいくつか今回決まった保存管理措置というのが書いています。例えば転載に関する措置ですとか、サンマに関する保存管理措置等々、こういったものがございます。これを国内省令の方に担保する規定を設けるとともに、関係する告示についても改正を行いたいと、そういう趣旨でございます。

では、どういう保存管理措置が決まり、それをどの省令に落とすのかということについては、2番の「改正の概要」に書いてあるところを御覧ください。

まず2の(1)、転載に関することですが、漁獲物等を転載するに当たっての制限、あるいは届出の規定というものを設けなければいけないということでございます。

(1)の説明文のところをさっと御覧いただければと思いますが、N P F Cの条約海域内——公海です——北太平洋の公海で洋上転載を行う場合、あるいは条約海域内で漁獲された漁獲物を港湾で転載したり、あるいは条約水域以外の海域で洋上転載するといったような場合に、次のようなことをしなければならないということが決まりました。

例えば①にありますとおり、運搬船と、それから漁船の方、両方とも洋上転載する場合

にはN P F Cに登録をしている船でなければならないということが①。

②は運搬船の方です。荷受け船の方にオブザーバーを乗せなければならないという措置が決まったところです。

1枚おめくりいただきまして、③が転載が行われる前の事前通知、旗国等と事務局、N P F Cの事務局に対して事前通知をしなければならないということ。

それから、④が事後です。転載後、遅くとも10日以内に申告をしなければならないということ。

それから、⑤が転載を行った船は、その記録を船内に保持しなければならない。

こういったことがN P F Cにおいて決定されましたので、このことを国内法令で担保するべく、先ほど申し上げた許可省令の第30条の2というものを新設します。ここは遠洋底びき網漁業に関する規定ですので、ここに転載の原則禁止といったようなことを書いて、その上で、ほかの漁業種類にも同じ内容を準用するという形の省令改正をします。

それから、転載が認められる場合というものがありますので、それは省令の別表第8の2の方で規定をする。具体的には、例えば条約海域内で転載を行う場合は、両方とも、運搬船と、それから漁船共々N P F Cに登録しているということが必要になりますので、条約海域で転載を行う場合というのは、例えばN P F Cに登録された船舶以外の船舶に転載をしないことといったような具体的な制限を省令の中に記載をしていくということでございます。

その規定に違反をした場合は罰則がかかるということで、これも省令の117条第1号の方に規定をするという形を取っております。

それから、事前通知の部分に関しても、同じく許可省令の第30条の3というものを新設して、規定をします。これも同じく遠洋底びき網漁業のみならず、ほかの条約水域で展開する可能性のある漁業種類に同様の規定を準用するという形を取っております。

次のページを御覧ください。11ページになります。

真ん中辺のところですが、(2)運搬船の届出の規定の新設とあります。先ほど申し上げたとおり、N P F Cの条約海域で荷受けをする船舶、つまり運搬船についてもN P F Cへの船舶登録を行うということが必要になっております。

そのことを受けまして、我が国において、この条約水域で運搬船を有する、転載を受けるといふことがある場合には、N P F Cに届出をする必要がありますので、その情報を農林水産省の方に届出をしていただくということを規定しております。

今、(1)、(2)で転載の話を申し上げましたが、実態だけを申し上げれば、今、日本の漁船で、N P F C 海域において運搬船を使った転載をするという実態はありませんので、規定は整備いたしますが、当面空振りというか、直接発動するようなことには現時点ではなっていません。ただ、将来的なこともありますので、N P F C で決まった措置というものを確実に国内法令にまずは落として、そのような事態が今後起きる場合には、この規制がかかるという形を取るということでございます。

続きまして、11ページの下3分の1辺り、(3)というところを御覧ください。これはサンマの保存管理措置に関する部分です。

皆さん方、もう御案内かと思いますが、北太平洋のサンマ漁業、今、サンマの資源というものは非常に厳しい状態にあるという中で、N P F C という、正にサンマを含めた北太平洋の資源を管理していくという、この機関において、例えば漁獲枠の設定ですとか、あるいは操業禁止期間といったようなものについて合意をできております。その一部がここに書いてあることですが、まず、この(3)の本文、説明書きのところを御覧ください。

サンマに関する保存管理措置。まずサンマを漁獲する構成国等——メンバー国です——は、下にa、bとある、このいずれかの措置を実施しなければならないということがN P F C で決まっております。

aとbそれぞれですが、まずaの方は、条約海域において操業する自国等の旗を掲げるサンマ漁船の隻数、これを2018年から10%削減するという。漁獲努力量の削減という措置が一つです。

それからb、自国等の旗を掲げるサンマ漁船が、条約海域において、毎年指定された連続する180日以外の期間においてサンマ漁業を行うことを禁止すること。

このaとbのいずれかをメンバー国は選択しなさいということになっています。日本の場合は、aではなくてbの方です。180日間の操業可能期間。逆に言えば、それ以外の6か月は操業できないということですが、そちらの措置を取ることを我が国としては選択しております。ちなみに、中国や台湾もこちらを選択しております。aを選択したのは韓国だと承知しておりますが、我が国の場合はbの方です。連続する180日以外の期間では操業しないという、こちらの措置を採択するというので、具体的には省令の23条と、それから別表の第四の方です。北太平洋さんま漁業の制限に関する規定がありますので、こちらの方にそれを担保するための規定を設けるということでもあります。

具体的には、その時期です。180日がいつなのかという部分については告示の方に落と

しますので、省令の方では、農林水産大臣が定める期間以外ではサンマ漁業をしてはならない、操業してはならないという規定が省令に入ります。その具体的な期間については告示の方で規定をすることとしておりまして、日本の場合は7月から12月27日までというふうにしておるところでございます。

それから、4ページの(4)です。もう一つ、サンマに関する保存管理措置、NPFCで決定された保存管理措置の一つが(4)でございますが、6月から7月において、東経170度以東の条約水域では操業してはいけないということが合意をされております。これはサンマの小型魚を保護するという観点から、NPFCにおいて合意された保存管理措置ということでもありますので、これも同じく、許可省令別表の方において、この北太平洋さんま漁業の制限を定めている項目において、東経170度以東の条約水域、ここで6月1日から7月末日までの期間は操業を禁止するという規定を設けております。

ここまですべて省令の改正に係ることでありまして、今回の審議会への諮問事項ということになりますが、加えて、4ページの(5)に書いてある告示改正の部分についても併せて御説明を申し上げます。

(5)に書いてあるのは、操業日誌の記載に関する告示の改正でございます。今回、NPFCの保存管理措置として決まったことの中に、メンバー国がサンマですとかマイワシ、マサバ、アカイカ、スルメイカ、こういったものを漁獲する自国の漁船に対して漁獲量を船上で記録するということが義務付けられたところがあります。したがって、我が国としては、これらの対象種を漁獲する各漁業が、この保存管理措置の適用対象になるということが1点。

それから、サメ類についても漁獲を可能な限り種ごとに記録をして、その記録を船上に保持するということが併せて義務付けられておりますので、こちらも該当する漁業種類には対応が必要と。

これは、今、操業日誌に関する告示というのが既に存在をしておりますので、ここに今申し上げたようなことを追加をするという形で、告示の改正を行うということでございます。

最後、13ページになりますけれども、施行。これらを省令改正、お諮りをしてお認めいただいた暁には、この改正事項というのは公布日からの施行ということで考えております。

なお、今、御説明いたしました変更案については、2月21日から3月21日までパブリック・コメント手続を実施しております。現段階では意見は寄せられておりません。

ただ、すみません、3月21日までということ、まだその終期になっておりませんが、手続の都合上、今日、パブリック・コメント期間の途中での諮問となってしまいまして、そこは大変恐縮でございますけれども、今のところ意見は出てきていないということ、それから残りの期間においても内容の変更を求める意見がなければ、このまま進めていきたいというふうに考えております。

また、今後、原案に大きな変更が生じることになった場合は、もちろん、再度分科会にお諮りをいたしますけれども、軽微な変更については分科会長御了解の上、修正をさせていただきたいというふうに考えておりますので、この点、併せて御了承いただければと思います。

簡単ですけれども、以上です。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

ただいまの御説明に関しまして御意見、御質問等ありましたら、よろしく願いいたします。

及川委員。

○及川委員 2点ほど質問させてください。

資料5-2の10ページ目で③、④、⑤とした、その後の4行ぐらいの中で、「許可省令別表第8の2において定める海域及びそれ以外で」という部分、具体的に、例えば日本の港でとかという、そういうような意味なのか、ちょっと教えていただきたい。また、大中型まき網との関係を、もう既に実は聞いているのかもしれないんですけども、ちょっとよく分かっていなくて教えてください。

○管理調整課長 ありがとうございます。まず質問の1点目ですけれども、この転載禁止がかからない場合が具体的にどうなのかということは、すみません、資料5-1の、正に省令改正案そのものを見ていただいた方がよろしいかなと思います。7ページを御覧ください。

7ページの左半分の方、ここは別表なんですけど、「海域」と、それから下の欄に「転載に係る制限」と書いてございます。非常に分かりにくいのでちょっと苦勞するかと思いますが、この北太平洋条約海域——北太平洋の公海です。ここにおいて、その下に書いてあるような場合でなければ転載できませんよということ。例えば、下の表で一とある、登録された船舶以外の船舶に転載しないこと、これが守られる限りは大丈夫というようなことです。すみません、非常に分かりにくいので、あえて告示案そのものは説明していな

かったんですが、ここに書いてあるようなことです。

それから、大中まきに関しては、N P F Cの今条約水域で実際の操業はないと理解していますが、規定そのものは今回の国際機関で定められた措置については対象になるということで、下の方に出てくる事前の通知ですとか、そういったものは実は対象にはなるんですけれども、実は既に大中まきに関してはW C P F Cで似たような規定を設けている、設け済みなので、あえて措置する必要がないということでございます。

○国際専門官 すみません、1点だけ補足をさせてください。

N P F Cでの転載の定義が、船から船に漁獲物を積み移すということになっていますので、大中まきの通常の操業みたいに、網でまいて、その網から運搬船に入れるやつは、N P F Cにおける転載には当たらないということなので、1点だけ念のため補足をさせていただきます。

○及川委員 分かりました。ありがとうございます。

○山川分科会長 青木委員。

○青木委員 青木です。私からも2点質問させてください。

9ページが一番下です。2の②のところですか、「転載に従事する荷受け船にオブザーバーを乗船させなければならない」と。これ以降もオブザーバーに関する記述はあるんですけれども、ちょっと細かく文章を取ると、転載時にオブザーバーが乗っているのか、転載した後にオブザーバーが乗ればいいのかという、どちらにも取れるかなと思うので、N P F Cで決まった部分を翻訳するときこういう文になったのかもしれないんですけれども、転載時にオブザーバーが乗っているということに理解してよろしいでしょうか。

○山川分科会長 水川課長。

○管理調整課長 そのような理解でよろしいかと思えます。もともと転載という行為が漁獲量の正確な把握というものに対して、一定の支障がある可能性があるということで、そこを転載に関する規制を強化しようとする。それによって漁獲の適正な把握というんですか、そういったものを進めていこうという趣旨でできているので、オブザーバーがその転載を確認するという部分、これが担保されるというのが趣旨だと理解をしておりますので、最初に申し上げたとおりの答えになると思えます。

○青木委員 それで安心しました。

2点目の質問なんですけれども、ちょっと戻るんですが、同じ9ページの1番、趣旨の(1)から(5)のうちの「(5) マサバに関する保存管理措置」です。これは近隣諸国

の保存管理措置をNPFCでも踏襲するという事で、日本でIQ管理導入を急いだという経緯があったと思うんですけども、NPFCでは、今、日本でやっているマサバの管理措置、これを踏襲して、今でも続けて進められているということによろしいのでしょうか。

○管理調整課長 もしかしたら質問と私の答え、かみ合わないかもしれませんが、マサバについては、例えばサンマのように枠を設定するといったような保存管理措置がNPFCでできているかという点と、まだできていない状況です。隻数をある一定水準のところから増やさないようにというようなことはあったと思いますが、そういう意味では、TAC管理とか、サンマのような世界にはまだNPFCはマサバに関しては入れていません。これは別にこのままでいいということではなくて、条約の対象資源であるという点においては同じなので、必要な措置を取っていく必要があるだろうということです。ただ、その前提として資源評価がまだ、もちろん日本が一番データを持っていると思うんですけども、NPFCとしての資源評価というものもちゃんと進めていかなきゃいけないし、その上で管理をどうしていくのかという国際議論に進んでいかなきゃいけないと。そういうステージにあるというふうに御理解いただければと思います。

○青木委員 分かりました。今後そういう進展があれば、何かの方法でお知らせいただければと思います。お願いします。

○山川分科会長 ほかにいかがでしょうか。

谷地委員。

○谷地特別委員 ありがとうございます。勉強不足ですので、質問させていただきます。

12ページの(4)北太平洋さんま漁業の6～7月における東経170度以東のことに操業の禁止ということで、これは日本だけですか。

○管理調整課長 いや、日本だけではなく、メンバー国全部です。

○谷地特別委員 そうすれば、台湾も中国も。

○管理調整課長 台湾も中国もメンバーですので、そうなります。

○谷地特別委員 分かりました。去年の6月、7月、中国、台湾、漁をしていて、この時期のサンマの形がすごくよかったということを聞いていたので、早く出ればサンマが小さい、小型魚だという概念も去年変わったんだなって業界では言っていたんです。ですので、今後、他の国も禁止になるのであれば、日本だけじゃなければいいんですけども、やはり私たち行くときには大きいのを獲られちゃって、小さいのしか、8月行っても獲れない

というのが今までだったんで、また日本だけが6月、7月禁止になるのかなと思ったんですけども、これは全隻、N P F Cの……

○管理調整課長 はい、そうです。日本だけとか、そういうことではなくて、メンバー全体にかかる規制ということです。

今のお話に敷衍すると、11ページの(3)で説明した操業期間の話、180日という。日本の場合は7月から12月という180日を選択したけれども、確か中国や台湾、1か月ぐらい早い期間をチョイスしていたです。そこはある程度自由なところはあるんですが、それがどういう影響をもたらすのかというのは蓋を開けてみないと分からないというのが1点。ただ、大型、小型が獲れるという面もあれば、漁場がどこにできるのかというのも実は結構変わっていて、確か一昨年前ぐらいまでは何年か続けて、ほとんど公海でなければ獲れないというような状況だったのが、去年は、日本の場合は比較的E E Zの中でも漁場ができたりしていましたので、そこは変遷をしていくと思います。

そういう意味では、この規制が実際どの国にどんなインパクトをもたらすのかというのは、これは注視をしていく必要があるというふうに思っております。

○谷地特別委員 分かりました。ありがとうございます。

○山川分科会長 では、日吉委員。

○日吉特別委員 すみません、途中で僕、分からなくなったんですけども、オブザーバーを乗せることになったんですか、沖合の漁船。どういうことなんでしょうか。すみません。

○管理調整課長 運搬船にオブザーバーを乗船をさせる必要があると。オブザーバーが乗船しているという運搬船にしか洋上転載はできませんよという、そういう規制が入ったと。それはN P F Cで入ったと。

○日吉特別委員 移し替えるときにオブザーバーがいないという話。

○管理調整課長 そういうことです。

○日吉特別委員 漁船にオブザーバーを乗せるのかと思いました。すみません。

○管理調整課長 荷受けの船なので、運搬船の方です。

○日吉特別委員 運搬船の方ですね。分かりました。

○山川分科会長 ほかにいかがでしょうか。

ウェブで参加の委員の方、いかがですか。

佐々木委員が挙手されておられるということですので、佐々木委員よろしく願いいた

します。

○佐々木特別委員 佐々木です。よろしくお願いします。

ちょっと質問させていただきたいんですけども、今、サンマの資源が本当に危機的な状況にあるというふうには耳に入っているところではあるんですが、今回の操業規制は、船を減らすだったり、操業期間を設定するという事なんですけれども、これで資源は戻るというNPFCの判断なのでしょうか。国別の漁獲枠を定めていくという方向にあるんでしょうか。状況と、あと水産庁の御見解をお伺いしたいと思うんですけども、よろしくお願いいたします。

○管理調整課長 質問ありがとうございます。

今回の省令改正に係る部分が漁獲枠とは違う部分だったので、枠の話はあえていたしませんでした。前回のNPFCの決定の中で、条約水域におけるサンマの漁獲枠自体も25%削減という措置を取っております。19.8万トンだったものを15万トンまで枠を絞るという決定もなされております。それに加えて、今回の省令改正に関わるような、操業期間の短縮ですとか、あるいは6月、7月の東経170度以東での操業禁止といったような、そういった措置が組み合わさった上での資源管理の強化、これをNPFCとして合意をしたということでございます。

これで資源が、今、危機的なものが戻るのかどうかという御質問。それは水産庁、どう考えているのかという御質問だと思いますが、我々としても国際的な管理というものをしっかりやっていく。それは特にサンマに関して言えば、もはや我が国の周辺の排他的経済水域だけを管理していても駄目な資源というのはもうはっきりしているので、むしろ公海も含めた資源管理というのをしっかりやらないと資源は戻らないという、その基本的な考えの中で、NPFCでも枠の削減ですとか180日の操業期間への短縮ですとか、そういった措置をやる合意をしてきているところであります。

この結果がどういうふうに出てくるのか。これは今後も注視をしていく必要があると思いますが、もちろん状況によっては、更なる厳しい管理措置というものを考えなきゃいけない、そういうふうには思っております。

以上です。

○佐々木特別委員 ありがとうございます。25%削減ということで、目標というか、目指すところよりもかなり低い目標だと思った記憶があるんですけども、プラス国別の漁獲枠の設定は今後あり得るんでしょうか。ちょっとここをお伺いしたいんですけども。す

みません、重ねまして。

○管理調整課長 厳密に言えば国別枠という設定ではありませんが、事実上の各国の獲れる量というのは設定はあります。その中で管理をしていくということでございます。

委員おっしゃったとおり、確かに前回合意したときも、枠の25%削減で十分なのか、不十分なのかという御意見なり御議論というのは多々頂いたところですが、N P F Cという国際機関で利害関係もいろいろ複雑なメンバー国間同士の合意の一つの着地点としては一つの水準だったのかなというふうには思っております。

ただ、繰り返しになりますけれども、枠、全体の枠、そして国別の獲れる量の設定、そして先ほど申し上げているような漁期の制限ですとか、そういったものを総合的に組み合わせ、どこまで資源回復が図れるのか。これはしっかり見ていく必要があるし、それが不十分ということであれば、更なる検討とか、更なる強化の案というものを今度はN P F Cの場でやっていかなければいけないのかなというふうに思っております。

○佐々木特別委員 ありがとうございます。

○山川分科会長 ほかにございますでしょうか。ウェブからの委員の方々。

東村委員が挙手されておられるということですので、東村委員よろしく願いいたします。

○東村委員 東村です。ありがとうございます。

既にもうここまでで話が出ているかと思うのですが、1点確認をさせていただきます。

年間180日の操業期間ということですが、先ほど、全ての国が同じ日に始まって、同じ日に終わるというわけではないという御説明がありました。それは現状、次善の策としてそこに落ち着いているのか、今後同じ日に始まり、同じ日に終わるということを目指していく、そういうものであるのか。若しくは、もうこれでいいのであると。全ての国が180日を守っていれば、取りあえず当面いいというところで落ち着いているのか教えていただきたい、よろしく願いいたします。

○管理調整課長 御質問ありがとうございます。180日の時期をどこに設定するのかを統一的なものにしなかった、つまり各国が選べる状態にしたというのは、それぞれのメンバー国の漁業が時期と漁場というのが必ずしも同じではないので、そういったところに考慮した結果だと承知しております。逆に一つにそろえた方がいいという、何か科学的な根拠があるわけでもありませんので、ここはまずはこの180日という期間の限定をかける。ただ、その期間については、まずは各国の事情に合わせた期間を選ぶという中で、この効果

がどう現れてくるのかをしっかりと見ていく。そういう話なんだろうと思っております。

簡単ですけれども、以上です。

○東村委員 ありがとうございます。

○山川分科会長 ほかにございますでしょうか。

では、特にないようでしたら、本件につきましては原案どおり承認をしていただいたということよろしいでしょうか。

(異議なし)

○山川分科会長 異議がないようですので、そのように決定いたします。

次に、諮問第445号「特定水産資源（くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚））に関する令和5管理年度における漁獲可能量の変更について」。

事務局から資料の説明をよろしく願いいたします。

○資源管理推進室長 資源管理推進室長です。

資料6-1を御覧ください。

諮問文を読み上げます。

5水管第3303号

令和6年3月12日

水産政策審議会 会長

佐々木 貴文 殿

農林水産大臣 坂本 哲志

特定水産資源（くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚））に関する令和5管理年度における漁獲可能量の変更について（諮問第445号）

特定水産資源（くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚））に関する令和5管理年度における漁獲可能量に係る数量について別紙のとおり変更したいので、漁業法（昭和

24年法律第267号) 第15条第6項において準用する同条第3項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

次のページに数量告示の改正案がありますが、通しページ、3ページの下の段、「改正前」と「改正後」が並んでおります。第一、小型魚について4,194.8トンと4,094.8トンに、第二のところ、くろまぐろ(大型魚)を6,745.7トンから6,845.7トンに変更すると。つまり、小型魚100トンと大型魚100トンに振り替えるという内容のものでございます。

次のページ、資料6-2を御覧ください。こちらで御説明いたします。

先ほど諮問第443号の中で、現時点での令和5管理年度末の漁獲量の見込みについて御説明したところでございますが、ここに書いてある数字、資料4-2の10ページの下と同じ数字が並んでおります。小型魚につきましては、現時点での試算によると消化率81%ということで、漁獲可能量に対して未利用分が800トンを超える数量となる見込みで、この全体の漁獲可能量を超過する可能性は比較的低いと言えるような状況となっております。

これに対して大型魚の方につきましては、消化率94%ということで、この2月、3月、昨年と同じ漁獲量であったとした場合の推計で、留保のところですが、未利用の見込み19.2トンということで、漁獲可能量を超過する可能性もあると、否定できないというような状況となっているところでございます。

このため、大型魚の方の超過のリスクに備えるということで、小型魚の留保100トンと大型魚に振り替えるというような形での変更をさせていただきたいという内容でございます。

以上でございます。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

ただいまの御説明につきまして御意見、御質問等ありましたら、よろしく願いいたします。

日吉委員。

○日吉特別委員 先ほど全漁連の三浦委員が言っていたんですけども、私たち定置は全国に1,600カ統あります。組合自営だったり、法人化されていたり。特に静岡の場合は小型漁船の一人乗りで商売している方々が800隻ぐらいいると思うんですけども、ほぼマグロ漁ができない曳き縄で、できない状態があるんです。三浦さんがおっしゃったのは、国連のFAOというところの話だと思うんです。零細漁業者を優遇しろという。正

に日本はそれをしていないと思っているので、是非次のときは零細漁業者に配慮した仕組みを作っていただければ幸いです。

○山川分科会長 御意見いただいたということによろしいでしょうか。

ほかにございますでしょうか。

ウェブで御参加の委員の方もよろしいですか。

では、特に御意見等ないようでしたら、本件につきまして原案どおり承認をしていただいたということによろしいでしょうか。

(異議なし)

○山川分科会長 では、異議がないようですので、そのように決定いたします。

それでは、諮問第441号から第445号について、確認のために答申書を読み上げます。

#### 答申書

5 水 審 第 44 号

令和6年3月12日

農林水産大臣 坂本 哲志 殿

水産政策審議会

会長 佐々木 貴文

令和6年3月12日に開催された水産政策審議会第130回資源管理分科会における審議の結果、諮問のあった下記事項については、諮問のとおり実施することが適当であると認める。

#### 記

諮問第441号 資源管理基本方針（令和2年農林水産省告示第1982号）の一部変更（すけとうだら太平洋系群、すけとうだら日本海北部系群、すけとうだらオホーツク海南部、すけとうだら根室海峡、するめいか並びにまさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群の別紙2の変更）について

諮問第442号 特定水産資源（まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群）に関する令和5管理年度における漁獲可能量の変更について

諮問第443号 特定水産資源（くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚））に関する令和6管理年度における漁獲可能量等の変更等について

諮問第444号 漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和38年農林省令第5号）の一部を改正する省令について

諮問第445号 特定水産資源（くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚））に関する令和5管理年度における漁獲可能量の変更について

それでは、この答申書を魚谷資源管理部長にお渡しします。

（分科会長から資源管理部長に答申書手交）

○山川分科会長 それでは、続きまして報告事項に入ります。事務局から報告事項が3件あるということです。

初めに、「太平洋クロマグロの資源管理について」、事務局から説明をよろしくお願いたします。

○資源管理推進室長 資源管理推進室長です。太平洋クロマグロの資源管理に関する報告で、私の方からまず、融通等の結果について御報告いたします。資料7-1を御覧ください。表に「融通等の結果報告について（令和5管理年度）」と書いてございます。

前回の資源管理分科会で報告したものの以降、今回、融通等によつての漁獲可能量の一部変更を7回行った件について報告いたします。

1 ページ目の下は、こちらは大臣管理区分につきまして、12月末で管理期間終了したことに伴いまして、小型魚について未利用分を留保に繰り入れたというものでございます。大中型まき網、かじき等流し網等、かつお・まぐろ漁業等、この3区分合わせて未利用分のうち、各区分の当初の10%を超える分としまして、347.2トン留保に繰り入れたということをしております。

次のページ以降が都道府県間等の融通になります。

まず2ページ目が1月に水産庁が実施しました融通要望調査の結果でございます。こちらの結果に基づいて調整した結果、3ページの上です。山形県と福井県の間で交換が成立しており、漁獲可能量の一部変更を行っております。

3 ページ目の下はこの要望調査の結果等、都道府県に情報提供したことも踏まえまして、

各県の間で協議が成立したというものになります。融通⑧と書いてある3ページの下、秋田県から福島県へ、秋田県から鹿児島県へそれぞれ大型魚、小型魚、譲渡をされております。

続いて4ページ目です。こちらでも個別の協議の結果ですが、鳥取県から山口県へ大型魚5トンの譲渡がございました。

そして、三つ目としまして、北海道から佐賀県、鹿児島県へ小型魚、また宮城県と福井県との間で大型魚、小型の交換というものが成立しております。

5ページ目が令和5管理年度における7回目の融通要望調査、令和5管理年度においてはこれが最終となりますが、7回目の調査を実施した結果が5ページ目の表となっております。

そうしまして、この結果として、次のページですけれども、青森県から小型魚を——右側に記載してある、非常に多くありますが、こちらの県へ譲渡、また大型魚についても青森県からの32.7トンの譲渡がありました。

それから、東京都と新潟、福井の間で小型魚、大型魚の交換が行われております。

また、その後も個別の協議によりまして、⑩として、北海道から新潟県へ小型魚、また新潟県から大型魚を千葉県、鹿児島県へ、さらに、福井県から徳島県、沖縄県から鹿児島県、宮崎県から山口、愛媛、鹿児島各県に、宮崎県から鹿児島へ、宮城県から香川県と、これだけの譲渡交換が行われておりまして、現時点での各県の配分、漁獲可能量は次の8ページの表のとおりとなっているというものでございます。

融通についての報告は以上です。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

ただいまの御説明に関しまして御質問等ございましたら、よろしく願いいたします。

ウェブで御参加の委員の方々もいかがですか。

特にないということでしたら、では水産流通適正化推進室長の方から御説明があるということで、よろしく願いいたします。

○水産流通適正化推進室長 水産流通適正化推進室長でございます。

私の方から太平洋クロマグロに係る法律の改正について御説明をさせていただければと思います。資料7-3に基づいて御説明させていただければと思います。資料7-1の一番最後のページ、11ページ目でございます。

太平洋クロマグロのTAC未報告事案を踏まえた管理強化策の検討状況につきましては、

1度この分科会でも私の方から御説明をさせていただいたところがございますが、先週の金曜日にその検討状況を踏まえて、水産庁の方で策定した法案が閣議決定されたというところがございますので、その概要について御説明をさせていただければと思います。

法律案の概要ということで、法律は2本改正を予定しております。1本が漁業法の一部改正でございます。1の(1)をお目通しいただければと思います。

対象の魚種ですが、資源管理に関する国際的な枠組み等を勘案して特に厳格な漁獲量の管理を行う必要があると認められるものとして省令で定める水産資源、これは法律上、「特別管理特定水産資源」という略称を置きますが、省令で具体的には太平洋クロマグロの大型魚を指定するということを想定してございます。

これにつきまして、以下の事項を措置するというものでございます。

1点目、TAC報告事項について、現行の漁獲量等に加えて、採捕した個体の数を追加するというものでございます。TAC報告につきましては、当然のことながら、漁獲量、どれぐらいあったのかというところが一番重要な情報でございますが、太平洋クロマグロのようにかなり単価が高い魚種につきましては、一匹一匹個体ごとに取引伝票が作成されているという状況でございます。

今回、未報告事案の未報告の数量がどれぐらいだったのかというところを確定させるのが、実はかなり時間が掛かってしまった、あるいは報告数量の未報告の部分を押さえるのがなかなか難しかったというものが反省点としてございまして、この取引伝票との照合が行いやすくするために、採捕した個体の数、これについても併せて追加をしていただくというものでございます。

それから②番目、TAC報告を行う際に使っている情報、どの船舶が獲ったのか、あるいは個体別の重量がどうなっているのか、そういった記録の保存を義務付けるというものでございます。これ現在、漁協や市場で発行されている伝票を保存していただくということイメージしておりまして、現場の負担感がない形で運用ができるようにしていきたいというふうに考えているところでございます。

それから③番、今回残念ながら違反者が出てしまったということがございますので、TAC報告義務違反等の罰則について、法定刑の引上げを行うというものでございます。現在、「六月以下の懲役、又は30万円以下の罰金」というものが定められておりますが、これを1段階引き上げまして、「一年以下の懲役、又は50万円以下の罰金」ということで引上げを行うというものでございます。

それから、法人経営形態を取っていらっしゃる場合には、かなり大規模に操業もされているということがございますので、違反も大規模にその分行い得るといものがございます。このため、その抑止力を十分確保するために、法人についてはより重い罰金を科すことができるという、法人重科の規定を新たに設けたいと考えてございます。これは1億円以下の罰金刑というものを措置する予定でございます。

それから④番、TAC報告義務に違反し、かつ、当該違反行為を引き続きするおそれがある場合、即時に停泊命令を行えるようにするという措置も考えてございます。

(2)番ですが、現在、大臣許可船、大規模な漁船につきましては、漁船の操業位置を把握するための機器、VMS等の設置命令というものを農林水産大臣から出しておりますが、この命令に違反された場合の罰則の新設をするということも併せて行いたいというふうに考えてございます。

これが1点目、漁業法の改正でございます。

もう二つ目ですが、特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律、これの改正も併せて行いたいというふうに考えてございます。

現在、この法律に基づいて、暴力団等による密漁が問題になったアワビ、ナマコを対象に情報の伝達、それから取引の記録というものを義務付けておりますが、ここに新たに先ほど御説明させていただいた特別管理特定水産資源等、具体的には「太平洋クロマグロの大型魚」についても情報の伝達、記録の保存を義務付けるというものでございます。

具体的な措置については、2の(1)をお目通しいただければと思います。

①番として、まず取引時における船舶等の名称、個体の重量等の情報伝達をしていただくというものでございます。伝達の方法、幾つパターンを考えておまして、右側の方をお目通しいただければ図が掲載されておりますが、一つは、これ幅広く今現在、市場等で発行されている伝票を活用していただくパターン、それから魚体の方に番号を貼り付け、タグを貼り付けをしていただいて、その後、照会して情報を開示するというパターン②。

それから、これは一番IT化が進んでいるというパターンですが、タグにQRコード等を魚体に表示をしてスマホでかざせば、どの漁船が獲ったのかとか、そういった情報が即座に分かるという、いろいろなパターンが伝達として行えるというふうに考えてございますが、いずれにしても現場の方で負担感なく行っていただくということも非常に重要だと思っておりますので、このいずれかの方法を、各現場に合ったものを選んでいただくというものを考えてございます。

これが①番の伝達でございます。

②番として、取引記録の作成・保存をしっかりといただくと。何かあった場合に、取引を遡れるようにしておくというものでございます。

それから③番として、輸出が抜け穴になるということを防ぐ必要がありますので、輸出時に適法漁獲等証明書の添付を義務付けるというものでございます。

(3)番といたしまして、今この輸出時に必要な適法漁獲等証明書、農林水産大臣が直接発行してございますが、今後発行件数が増えたりとか魚種が増えていったりという場合には、なかなか我々、国家公務員が直接この証明書を一件一件発行するというのも難しくなっておりますので、必要な監督規定を整備した上で、民間機関でもこの発行を行えるというような措置も併せて行いたいというふうに考えてございます。

施行期日につきましては、一番下でございますが、主要な規定につきましては、公布の日から2年を超えない範囲内において政令で定める日から施行したいというふうに考えてございます。事業者の皆様にも、新たに御負担をお願いするというものでございますので、十分な準備期間を置いて施行したいというふうに考えてございます。

御説明については以上でございます。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

ただいまの御説明に関しまして御質問等ありましたら、よろしくお願ひいたします。

日吉委員。

○日吉特別委員 質問します。先ほどから、この法律は良い法律だと思っております。ところが、片手落ちがあると思います。

質問なんですけれども、漁業法でこういうふうに法律改正までしていただいたということなんですけれども、先ほどから言っているとおり、首都圏の庭みみたいな伊豆諸島とか伊豆沖ではマグロがすごく増えています。それについて、遊漁船だったりすると、聞くところによると遊漁船は船長じゃなくてお客さん、観光客が申告すると聞いたんですけれども、その辺がちょっと疑問に思うということ。

あともう一つ、最近ではプレジャーボートもすごく、東京湾のハーバーからいっぱい来たり、そういうこともあるんですけれども、そういうものはこの漁業法では何も触れていないのでしょうか。質問です。

○山川分科会長 遊漁船につきまして、いかがでしょうか。

○水産流通適正化推進室長 遊漁については今TACの報告義務自体が実はかかっていな

い状態でございます、皆さんも御承知のとおり、広域漁業調整委員会の指示による御報告というものをさせていただいているということでございます。これは水産庁の方でもしっかりホームページとかアプリとかで簡単に報告できるように整えておりますので、しっかりその周知を引き続き行っていきたいというふうに考えております。

今回の法律の改正も、したがって、TAC報告自体、行っていただいている状態なので、直接の対象にはなりません、例えば遊漁をした場合に、遊漁して釣った魚を流通させるとか販売するという事は、これは今の現時点でもできないわけでございますが、今回情報の伝達規定というのが新たに流通適正化法の中で義務付けられますので、しっかりと漁船が獲ったのかとか、そういう伝達義務が流通事業者に課されますので、そういう不透明な形で採捕されたものが市場に流通するということはかなり難しくなってくるのかなというふうに考えているところでございます。

引き続き、遊漁の方についてはTAC管理の移行も踏まえて、TAC管理への移行についても今後検討していくということになってございますので、そこは状況を見てしっかり検討していきたいと思っております。

○日吉特別委員 ありがとうございます。非常に魚が増えています。素人でも釣れるような状態です。早く制度を作ってあげてください。漁業者だけこうやって厳しく縛るのは、ちょっと疑問に思います。ありがとうございます。

○山川分科会長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

川越委員。

○川越特別委員 今の市場流通適正法で非常に遊漁の方からのそういう市場の流通は、そこできちんとやっていると言うんですけれども、以前にも私、質問したんですけれども、市場に出るものだけじゃなしに、いわゆるいろいろなサイトの中で販売をされているというのは、どのようなやり方でやっているのか分からないんですけれども、飲食店なんかは相対で直接販売ができるようなシステムもあるんじゃないかと。そういうところについてはどのような見解で水産庁は行うんですか。

○山川分科会長 いかがでしょうか。

○水産流通適正化推進室長 繰り返しになって恐縮ですけれども、遊漁で釣ったクロマグロを、その後、販売をするということは現行の制度上でも行ってはならないということになっておりますので、そういった部分がないように、今も厳正なチェックというふうなも

のをやっておりますが、この水産流通適正法ができれば、マグロを取引する際に、情報の伝達をしっかりと事業者の皆さん、サイトでやる部分も含めて行っていただくという義務が発生をしますので、かなり抑止力はきっちりと確保されるというふうに考えておりますので、流通事業者の皆さんへの周知も含めて、しっかりやっていきたいというふうに考えております。

○山川分科会長 よろしいでしょうか。

ウェブから佐々木委員が挙手しておられるということですので、佐々木委員よろしくお願いたします。

○佐々木特別委員 佐々木です。何度も失礼いたします。

流通適正化法の中で今回、太平洋クロマグロが導入されることが想定されると書いてあるんですけども、こちら大西洋のクロマグロの方は入らないのでしょうか。というのは、今、日本でかなりマグロの魚価が下がっていて、漁業者さんがとても大変だと伺います。海外からIUU由来のマグロですとか様々なものが流入するために、マーケットがだぶついてしまうということも聞くんですが、こちらの方は入らないのか。できれば入れてほしいなと思ってはいたんですけども、状況をお聞かせ願ってもよろしいでしょうか。

○山川分科会長 大西洋クロマグロについて、いかがでしょうか。

○水産流通適正化推進室長 今回の措置というのは、我が国の漁業者がきちんとTAC管理、TAC報告をしていなかった部分を、管理を強化して厳正に、TAC報告が適正に行われるようにするための措置ということでございますので、まず海外から輸入されるものを防止するというのを主眼とする改正ではないということが1点ございます。

それから、ほかの魚種を指定する必要があるのかというところですが、これは先ほども御説明しましたが、かなり単価が高い魚種で、国際的に我が国も含めて資源管理をしている魚種、そういった部分、それから違反状況が実際に把握をできているかどうか、そういった部分を踏まえて魚種をこれから省令で指定していくことになっていきますが、現時点では対象となる魚種というのは太平洋クロマグロ。実際に違反が発生をして、また単価が高いという魚種を対象にしたいというふうに考えてございます。

これどうしても対象にすると、漁業者の方、それから流通事業者の方に記録の義務付けですとか伝達の義務付けが新たに発生していくというものでございますので、そういった法的に指定する必要性が高いものに限って対象にしていきたいというふうに考えてございます。

○佐々木特別委員 ありがとうございます。

日本の遠洋漁業者さんは、皆さんすでに厳格に漁業管理をされていて、漁業者さんの負担というのはこれから特に増えないような気がしております。あるとすれば、流通事業者さんなのかなど。流通事業者さんの扱いの透明化が今後の日本の漁業を支える上でとても大切だと私は思っておりますので、是非近い将来に導入をお願いしたいなと思っております。

以上です。よろしく願いいたします。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

あとウェブから齋藤委員も挙手をしておられるということですので、齋藤委員よろしく願いいたします。

○齋藤委員 齋藤でございます。

ただいまの御意見で流通の透明化ということ、非常に大切なことではないかと思っております。今回の、漁船から浜の買受け、気仙沼であれ、大間であれ、浜の仲買、それから浜の仲買から豊洲の荷受け、それから豊洲の仲買、仲卸、そこまではこれはたどれるというか、トレースできるんだろーと思えます。ただ、そこから末端のレストランであったり、あるいは末端の量販店であれ、マーケット側からの見方をすると、レストランでも、量販店でも、IUUでないマグロを是非扱いたい、あるいは変なマグロの流通に加担することは避けたいと、そういうことは当然思っておられると思うんです。ただ、その末端から逆に、それを確約を得ることができないですよ、今回の。要するに豊洲の仲買、仲卸のところまで終わるといえることですよ、トレーサビリティが。その辺についてはどのようにお考えですか、国の方は。

○水産流通適正化推進室長 ありがとうございます。現在指定する魚種については私の方から先ほど、太平洋クロマグロの大型魚だけを考えているということで御説明をさせていただきましたが、この太平洋クロマグロの大型魚につきましては、かなりほかの魚種と異なっていて、特殊な流通形態でございまして、個体の状態のクロマグロを買い取った仲卸事業者の方が解体作業、かなり大型の魚ですので行うというのが一般的な流通となっておりますので、他の魚種と異なりまして、適切に解体できる者が限られるのではないかとこのように考えてございます。

それから、太平洋クロマグロについては解体される前の状態がほかの魚種と比べて極めて価値が高いという状態でございますので、1本100万円以上で取引されることもあるとい

うことでございます。したがいまして、そういったところからすると、価値が高い状態、  
個体で取引をされている、解体前までの管理を行うことが特に重要なのではないかなとい  
うふうに考えております。

他方では、それ以後、末端についても情報の伝達等を義務付けていきますと、これその  
間の流通事業者の皆さん、それから小売事業者の皆さんの負担というものも発生をしてま  
いりますので、そういったものについては対象とするということは考えていないというこ  
ろでございます。

○山川分科会長 齋藤委員、いかがでしょうか。

○齋藤委員 末端までやることは非常に困難だということはよく理解するところですが  
ども、やや不十分かなというような思いもでございます。取りあえずは、ありがとうございます。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

ほかにございますでしょうか。

ウェブからも特にないということ。

では、続きまして「国の留保からの配分等について」ということで、事務局から説明を  
よろしくお願いたします。

○資源管理推進室長 資料8を御覧ください。こちらは、くろまぐろ以外の特定水産資源  
について、事後報告の対応をさせていただいているTACの配分の変更についてでござい  
ます。

前回の資源管理分科会で報告したものの以降、2件がございました。ページをおめくり  
いただいて、2ページ目を御覧ください。

まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群につきまして、2月7日付けで国の留保  
から島根県、山口県、長崎県、鹿児島県、大中型まき網漁業へ、合わせて1万トンの配分  
を行っております。こちらは関係者の合意に基づく配分となっております。

また、まいわし対馬暖流系群につきましても同じく2月7日付けで、長崎県と大中型ま  
き網漁業に、合わせて2万8,600トンの配分を行っております。

以上でございます。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

ただいまの御説明に関しまして御質問等ございましたら、よろしくお願いたします。

よろしいでしょうか。

ウェブで御参加の委員の方々も特に御意見等ないということですので、これはここまでにいたしまして、続きまして「くろまぐろの漁獲可能量の当初配分及び配分量の融通に関する実施要領について」、事務局から説明をよろしくお願いいたします。

○資源管理推進室長 資料9-1を……

○木村委員 すみません、ちょっといいですか。

○山川分科会長 木村委員。

○木村委員 さっきの数字、間違っているので訂正した方がいいと思います。島根県が2万2,000で、変更が2万3,000で、増減が1,900トンになっているので。後で言おうかなと思いましたが、このようなことは今言っておいた方がいいのか。どの程度、これが正しい……。

○山川分科会長 資料の2ページの数量変更の内容のところ、まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群で島根県が変更前数量が2万2,000トン、変更後数量が2万3,000トンで、合計が1,900トンとなっているところ。

○資源管理推進室長 すみません、訂正いたします。島根県のところは、増減の1,900トンの方が合っておりまして、変更後の数量が2万3,000トンではなくて、2万3,900トンが正しい数量となっております。訂正させていただきます。申し訳ありません。

○木村委員 こういう間違いのときには、どこの段階で訂正すればいいのか、教えてください。後でいいのか、それともこの場できちんと言っておかなくちゃいけないのか。

○資源管理推進室長 申し訳ありません。訂正ないようにしたいと思いますが、この場で言うていただくことで、正しくここで報告できますので。申し訳ありません。

○木村委員 分かりました。

○山川分科会長 どうも御指摘ありがとうございました。

では、先ほどの「くろまぐろの漁獲可能量の当初配分及び配分量の融通に関する実施要領について」ということで、事務局から御説明をよろしくお願いいたします。

○資源管理推進室長 すみません、資料9-1を御覧ください。「くろまぐろの漁獲可能量の当初配分及び配分量の融通に関する実施要領」の一部改正についてです。こちらは先ほど諮問の第443号で御説明し、御了承いただきました令和5管理年度から令和6管理年度への繰越しを原資とする追加配分のルールについて、この要領に反映するというものでございます。

くろまぐろに関するTACの配分等について定めている資源管理部長通知でございませ

て、1ページめくっていただきますと、赤い部分が先ほど御説明しました配分方法、一部変更があったもの、不要になった配分特例の廃止ですとか、年度を更新するという内容のもので、こういった改正を行いまして通知を発出する予定で準備を進めているところでございます。その御報告でございます。

以上です。

○山川分科会長 どうもありがとうございます。

ただいまの御説明に関しまして御質問等ありましたら、よろしくお願いたします。

よろしいですか。ウェブで御参加の委員の方々もよろしいですか。

では、特に御意見等なければ「その他」に移りたいと思います。何か委員の方から。

では、井本委員。

○井本特別委員 ありがとうございます。山陰旋網の井本です。ちょっと水揚げのことについてコメントをさせていただければと思います。

本日の諮問の中で、対馬系のサバの規定の見直しということで諮っていただきまして、三浦委員からも御発言ありましたけれども、柔軟な対応を取っていただいているということで、大中まきとしても非常にありがたいと思います。

一方で、対馬系群の方なんですけれども、サバだけではなくて、マイワシについても資源が増加傾向にあると感じております。

境港の状況を少し述べさせていただきますと、ただいま、連日マイワシの水揚げが続いておりまして、現在1カ統150トンとか100トンといった水揚げ制限を行っている状況です。実はこれはこれまでTACによって水揚げ制限を規制をかけていたということはあるんですけれども、現在の状況といたしましては、陸上の処理能力が追い付かないということで、水揚げの制限を図っているような状況となっております。冷蔵庫の方がいっぱいになって、水揚げしたくてもできないというような状況で、これは九州についても同じような状況だと思います。

他方で、陸上の処理施設というのは、境港の多くの施設の方も老朽化を迎えておりまして、またその上で労働力不足であるとかフロン問題であるとか、そういう問題が重なって、各冷蔵庫を持っている個々の企業さんにおいては、なかなか施設の再整備に迎えないという状況となっております。

こういった状況というのは、資源の有効活用といった面からしても手詰まりですし、今後漁業の成長産業化を目指すに当たっても、それに逆行しかねないんじゃないかというふ

うに危惧しております。

資源の回復と漁獲量の増加に伴って、こういった庫腹の問題というのはこれからどんどん大きくなっていくと思うんですけれども、水産庁としてこういう問題を認識しておられるのかというのと、今後こういったことに対して何か対策を講じられる予定があるのかというのをお聞かせいただければと思います。

○山川分科会長 陸上施設の問題ですけれども、魚谷部長よろしくお願いたします。

○資源管理部長 今、井本委員の方からお話があったような、水揚げの状況と陸上のキャパシティのミスマッチというのがいろいろな所で起きていると。それは魚が獲れる漁場が変わってきているというような話も含めてということになるんだと思うんですけれども、そういう話は——話というか、問題は認識しております。

そういう中で、では陸上のキャパシティどうするんだというところについて、こうしましょうという答えが出せるかという、そこはなかなか難しいんだろうというふうに思っています。といいますのは、魚獲れる状況、例えば特にマイワシなんかは顕著ですけれども、一番獲れるような高加入期の状況に合わせてキャパシティ上げちゃっていいのかというのは、それは違うと思うんです。かつて苦い経験が日本の国内でもあったでしょうから。

そういう中で、では、そういう陸上の流通業者、加工業者の方々が投資判断をするに当たって、ではどの辺までのキャパを備えればいいのか。というのは、どれぐらい安定的にというか、持続的にどれぐらいの水揚げが期待できるのかということを中心に恐らく考えていかないといけないと。要は、マックスの状態に合わせてやるというわけには恐らくいかないということからすれば、ということなんだと思います。

そういう意味で、この資源管理、新たな資源管理ということで、将来予測も含めて資源がどの程度まで、資源としてのポテンシャルというか、それがあるのかというのを国としては示していかなくちゃいけないんだろうという意味では、資源評価の精度向上なり何なりというのは非常に重要な、そういう観点からも重要な課題なんだろうと思います。

では、そういう将来予測なり、資源評価結果に基づいて、どこまでのキャパを、例えば境港なら境港で備えるべきなのか。そういうものというのは、水産庁で全ての主要産地について、キャパがこうあるべきだということをお示しするというのはなかなか難しいというのが現実だと思います。そういったところについては、それぞれの水揚げ地、主要な水揚げ地の地元自治体と業界が協力をして、では、例えば、境港の陸上のキャパはどうあるべきかというのは考えるべきなんだろうと思いますし、国としてはそういうところに対して、

資源のポテンシャルとして、どの辺が持続的に獲れるレベルなのかというところを、そういう検討材料としてお示ししていくというのが国としての役割なのではないかというふうに考えております。

そのビジョンが決まったときに、実際に施設の整備なりへの投資に対して、国としてどういう支援ができるのかというのは、現状でこういうツールがあります、というのはなかなかないんですけれども、最初の話に戻ってしまいますが、漁業の成長産業化なりというのを考えていく上では、そういう陸上側のキャパシティをどう考え、どう整備していくのかというところについては問題だという認識は我々としても持っているところです。

すみません、ちょっと最終的な答えがないような回答ぶりになりましたけれども、私の考えとしては以上です。

○井本特別委員 ありがとうございます。キャパシティと言われてしまうと、さすがにどこまでというのはあるんですけれども、現状として、今、どうしても庫腹が足りていないという状況はどうしてもありますので、今後、何かしら少しでも支援をしていただけるような枠組みを作っていただけたらということで要望させていただければと思います。ありがとうございました。

○山川分科会長 あと、ほかにその他ございますでしょうか。

前田委員。

○前田特別委員 すみません、前田です。

昨日から瀬戸内のイカナゴ漁が始まったんですけれども、県の予測どおりに不漁ということで、1日で漁が終わりました。資源管理ということで1日で漁が終わったんですけれども、来年、たくさん漁ができることを期待しているんですけれども、本当にできる、大漁になるのかなというのは物すごく不安に思っています。

三重県の伊勢湾とかでも、もう3年、5年も前からイカナゴの禁漁ということで漁をしていませんけれども、全然イカナゴが増えていないような状況なので、獲らなくても増えないというので、根本的に何か違うんでないのかなというふうに感じます。ダムから水が、ダムから砂が流れてこないのが産卵できないとか、また海の栄養分が足りないとか、どうも地球の温暖化で今後増えることがないのかも分かりませんが、そういったところを1回、水産庁で予算いっぱい取ってもらって、水産庁だけじゃなしに、国挙げて1回調べて研究してほしいなというふうに思います。

あともう一点なんですけれども、前回も遊漁船のことでちょっと話させてもらったんで

すけれども、新しい遊漁船業法ができるということですしけれども、安全面のことではかなり力を入れているんでないのかなと思います。遊漁船の人に、業者に漁獲したものの報告をきっちりしようとかということとか、あまり伝わっていないと思うんです。漁業組合の方にも、漁業組合に所属する遊漁船業者にこういったことをちゃんと伝えてくださいよというようなこともまだ言ってきていないので、そういったところ、もっと徹底してほしいなと思うのと、あと先ほどもプレジャーボートが物すごい増えてきているという話もありまして、うちの湾は県の港湾なんですけれども、だんだんと無断でプレジャーボートが増えてきて、それで台風とか来ても、雨がたくさん降って沈みそうになって、これどこの、誰の持ち物なのと県に聞いても、県も分からないというような状況なので、船を購入するときには、もうちょっとどこかが管理できるというか、買いつらいというか、車で言う車庫証明が必要とか、そういった形で、船も購入できないというような形作りできないのか、そういったところを要望しますけれども、お願いします。

○山川分科会長 イカナゴに関するのと遊漁船に関するところで御意見ということなんですけれども。

○資源管理部長 まずイカナゴというか、先ほどのスルメもそうですけれども、漁獲を抑制すれば必ず増えるわけじゃないというのは、そういう事例があるというのは事実だと思います。そこは正におっしゃったように、いろいろな環境的な要因が積み重なってというか、そういう中でどれが一番効いているんだとか、そういうところを結論めいたところまで持っていくというのはなかなか難しいというのが実態だと思います。

一方で、我々水産庁としては、資源評価の中でそういった種間関係であるとか、環境要因であるとか、そういったものについても可能な限り皆さんと議論できるような材料を見つけられるようにということで、そういった環境データの収集ですとか、種間関係に関するデータですとか、そういうものも取るような方向で評価、資源評価の充実を図っていきたいというふうに考えているところでございます。

一方、遊漁の管理ですけれども、先ほどもお話ありましたが、クロマグロの関係です。基本的な考え方としては、水産基本計画にも書いてあるんですけれども、漁業と一貫した管理がなされるというのを目指していきましようということです。クロマグロについては漁業で非常に厳しい管理をしていると。全ての都道府県に数量を明示して、がっちり管理をしていただいているということとの一貫性ということで、遊漁についても先ほど、御厩敷室長からも話がありましたけれども、広域漁業調整委員会指示というものを、漁業法

に基づく仕組みを使って、小型魚については採捕禁止、大型魚についてはきちんと報告義務を課した上で期間を区切って、漁獲の積み上がりに応じて漁獲を——漁獲というか採捕を停止するという仕組みを運用しているという状況でございます。

それに合わせて、遊漁で釣ったものを売るといような行為がある場合には、それについては、これはもはや遊漁とは言えず、漁業を営んでいるに該当し得るということで、これとは別、遊漁の広域漁業調整委員会指示とは別の広域漁業調整委員会指示で、沿岸くろまぐろ漁業の承認を得ないと当該漁業を営んではならないというのがございますので、そちらの違反に該当し得るという整理をしております。そういう中で、遊漁で釣ったものをここで売っているよというような疑義情報があれば、しっかり現地に入って調査をする、あるいはその結果に基づいて、しかるべく指導等を行うというように形で実施をして取り組んできているところでございます。

一方、遊漁船業者に、そういう遊漁者が採捕したものについても報告しましょう、ですとか、あるいはクロマグロについては報告が義務ですよ、というようにところをしっかりと組合から遊漁船業者に、あるいは遊漁船業者の方から遊漁者にとという形での周知というものが行き届いていないんじゃないかというようにお話がありました。それについては我々、今後も水産庁の立場では都道府県等を通じて取り組んでいるということですが、至らない部分というものについては今後改善できるように、引き続き都道府県等と協力をして、そういった周知も図っていきたいという考え方でございます。

あとプレジャーボートの港湾なり漁港なりでの扱いというか、そういう船を造る際の規制というところになりますと、なかなかこの場で、私の立場で、こうします、ああします、今、こうなっていますというのは、御答弁申し上げるのは難しい状況でございますので、取りあえず頂いた意見はしっかり受け止めさせていただければと思います。

以上でございます。

○山川分科会長　ほかにございますでしょうか。

川越委員。

○川越特別委員　2点ほどお願いします。

令和5年度は年度末で終わりになります。2月8日の…8日だったかな、水経新聞の記事で水産庁の合同部会に対して令和6年度以降のロードマップが一応示されたというような記事も拝見している中で、今日のこの水政審にこのロードマップ、新しいロードマップの議案というものは出ていないと。それで、次回の水政審は5月10日に予定されておると

いう中で、新年度が始まって2か月たってからの新しいロードマップの報告はあるんでしょうか。私は今日の水政審でそのようなお話が出てくるのかなと思って期待しておりましたけれども、全く出てこないということで、これはいかななものかなと思うんですけれども、これについてどうですか。

それで、続けて言わせてもらうのは、そういう中に新聞報道によると一番最後に、資源の評価・調査の高度化を図るということも案として載っておるという中で、先ほども佐々木委員も言われたように、私も資源調査の予算が昨年度は67億あったものが今回は58億に減らされておるということについて、全くこの水政審の、今までいろいろな場面でいろいろな魚種のTACの意見交換会でも漁獲集計、漁獲調査の評価の高度化を図ってほしいということは再三の会議でも要望されているのに、全く反映されていないという。これどういうことですか、はっきり言って。意見を承りましたということで、皆さん済んでいきますけれども、今まで。ちゃんと受け止めたら、しっかりとそこは、そういう数字で表していただきたいと。予算を削減して、何でそれで高度化が図れるんですか。予算が上積みあって、上積みがあって、あっ、水産庁、これやる気あるなというのであれば私らも評価したいんですけれども、予算が減額になるということについて、再三、全国の漁業者からTACの意見交換会なりステークホルダーなりで、その要望はどの項目でも全部入っているはずなんです。なのに、そこを何で減額するのという話なんです。そこは私は納得できないし、今回のこの水政審でロードマップ、6年度以降のロードマップが出されていなかったということで、新年度の2か月たってから5月の水政審で出るものなのか、6月に出るものなのか、7月に出るものなのか分かりませんが、その取り組み方がちょっと違うんじゃないかなと。

私も昨年11月かな、12月の水政審でも、次のロードマップはどのような見解なのかと。この5年やった中で、次のロードマップの方向性を教えてほしいということで質問もしたんですけれども、今日の場でそういうものが出てくるかなと思ったのが出てこないということについて、どのような見解なのかと。ここ1点。

もう一点、オオズワイガニについてですけれども、もう今から流通の方で出荷注文が来ております。もう今からです。それについて、昨年度の一過性のものかなと思っておったんですけれども、今からもそういうものが出現して、流通の方ではそういう販売契約だとか出荷取引だとかというようなお話がどんどん来ているということで、このまま見逃されたら、ズワイガニのメスガニの規制は何かあると思うんですけれども、オオズワイガニに

対しては全くないんですね、北海道。そうしたら、何も漁業権の中で規制のない魚種については、もう何でもかんでも売ればいいのかというような話になってきたときに、しっかりそこでズワイガニに対して資源管理をやりながら、短い漁期をそこにかけてやっている漁業者に対して、もう水産庁としてこれ見逃したままやるんですか。そういうような情報が入っていますので、しっかりそこは検討していただきたいと。

この2点お願いします。

○山川分科会長 まずロードマップと、それと資源評価の予算について。

○資源管理部長 令和6年度以降の水産庁としての資源管理の進め方についてお示しをする内容の新たな資源管理ロードマップについては、案の状態で既に外部の関係する方々に説明をしている状況でございまして、現状としては、その最終化をし、公表する準備を、今、進めているという状況でございます。そういった状況ですので、次回のこの分科会において、公表した案の内容についてお示しをする予定としております。そういうやり方、いろいろな考え方があると思えますけれども、ロードマップの目標というか、書かれている、現行のロードマップに書かれている目標等については、現行の資源管理基本方針に一部規定をしている部分がございます。ですので、ロードマップを変えるということに伴って、資源管理基本方針の方も、それに伴った改定をする必要があるということになります。

ですので、次回、新たなロードマップをお示しするとともに、資源管理基本方針、新たなロードマップに合わせて、どこをどう変えるのかという点についての諮問も併せて行う予定としております。

次に、資源管理、資源評価の予算についてでございます。これが減っていることについての御批判というのは甘んじて受けないといけないのかもしれませんが、水産庁としては国全体の財政状況というものがあの中で、水産予算にも当然限界がある。全体としては限界がある中で、取締りであるとか、あるいは資源管理に取り組む漁業者の皆さんへの支援策といったものに必要な予算もあると。そういう全体のバランスの中で、結果としては、今年度、来年度と比べれば、資源評価の予算というものが減っているということについてはそのとおりでございますが、そういう限られた予算の中でも、効率的な評価、そこは関係する科学者の皆さんの御努力によらざるを得ないところもあるわけですが、そういった中で期待される成果が出せるように頑張っていきたいという考え方でございます。

オオズワイにつきましては、何回か前の分科会でも川越委員の方から話があったかと思

います。その際には永田室長からもお答えしたかと思いますが、去年の状況が特異的なものなのか、今後も続いていくのかということに応じて、水産庁の対応というの考えないといけないというようなお答えをしたかと思いますが。現時点では、去年1年の話ということで、流通サイドでそういう動きがあるという話でございますけれども、恒常的にどんどん北海道でオオズワイが獲られていくんだというような状況が見られる、そういう方向になるのであれば、その管理についてどうすべきかということ、関係する漁業者の皆さんともお話をしながら対策を講じていくという、必要に応じて対策を講じていくということじゃないかというふうに考えております。

以上でございます。

○山川分科会長 よろしいでしょうか。

ウェブ上から、東村委員が挙手をしておられるということですので、東村委員よろしくお願いたします。

○東村委員 ありがとうございます。東村でございます。

既に委員より御指摘もあり、水産庁の方からも御回答があったクロマグロの件ですけれども、やはり私も何回か前の会議で発言させていただいているのですが、遊漁者がそもそも自分がクロマグロの大型魚を獲ったときに報告しなければいけないということを認識していないこと。遊漁者自身ではなくて、遊漁船業者自体も、何か報告しなきゃいけないっぽいかなぐらいの認識しか、もうどこへ報告すればいいのかもよく分かっていないというのが現状でございます。これは福井県の話ですが。

既に水産庁の方から御回答ありましたけれども、そうですね、先ほど委員がおっしゃった車庫証明みたいなのが非常に有効な方法かなというふうに思いますし、カナダなんかではライセンスがないと遊漁もできないというような状況もございます。いろいろな方策を練って、漁業者の方のみが何か厳しい規則に縛られて、遊漁者は好き放題というのは避けるようにということで発言させていただきました。

少々発言内容かぶっておりますけれども、よろしくお願いたします。ありがとうございます。

○山川分科会長 御意見頂いたということでよろしいでしょうか。

ほかに「その他」で何かございますでしょうか。

では、特になければ、次回会合の日程について、事務局から御案内をよろしくお願いたします。

○管理調整課長 長時間お疲れさまでした。

次回の資源管理分科会につきましては、5月10日の開催を予定しております。ただ、それまでの間に何か緊急な必要のために開催することになれば、また改めて御連絡をいたします。

○山川分科会長 どうもありがとうございます。

以上で、本日予定しておりました議事については、これで全て終了いたしました。

これをもちまして本日の資源管理分科会を終わらせていただきます。長時間にわたり御審議くださりまして、ありがとうございました。大変お疲れさまでございました。